

第4章 守山市の文化財の保存と活用に関する将来像、基本的な方向性

1. 文化財の保存と活用に関する現況と課題

1-1. これまでの主な取り組み

(1) 把握調査等

1) 把握調査

本市の文化財の把握調査として、市史編さん等に伴う総合的な把握の他、埋蔵文化財、記念物、有形文化財、民俗文化財、無形文化財等の類型別の悉皆調査または個別調査を、主に滋賀県または本市が主体となり実施してきました。

(※把握調査の詳細は 第3章 1. 既存の文化財の把握調査の概要 に掲載)

2) 記録等

文化財に係る調査成果は、各々の調査成果報告書としてとりまとめています。

埋蔵文化財については、服部遺跡等から出土した遺物の収蔵・保管、展示・公開の施設として昭和55年(1980)に開設された埋蔵文化財センターに保管しています。

民俗文化財については、市民から寄贈された農具・漁具等の収蔵・保管、公開施設として令和元年(2019)に開設された守山市民俗資料収蔵庫に保管しています。



埋蔵文化財センター収蔵庫

3) 市史、地域史等

市史、地域史等の編さんについて、戦前の刊行として代表的なものに、「近江栗太郡志」(大正15年(1926))や「野洲郡史」(昭和2年(1927))が挙げられます。戦後は、昭和45年(1970)の守山市誕生後の市史編さんとして、昭和49年(1974)「守山市史」(全3巻)が刊行されると、その後、平成4年(1992)より新たな編さん事業が始まり、平成8年～平成18年(1996～2006)にかけて全10編からなる各分野を網羅した「守山市誌」が刊行されました。

また、市制50周年を迎える令和2年(2020)には、「守山市制施行50周年記念誌」が刊行されました。

守山市誌(全10編)刊行状況

資料名	刊行年	資料名	刊行年
守山市誌 自然編	1996	守山市誌 資料編 歴史年表	2002
守山市誌 教育編	1997	守山市誌 地理編資料 古絵図	2003
守山市誌 資料編 自然	1998	守山市誌 考古編	2005
守山市誌 資料編 教育	1999	守山市誌 歴史編	2006
守山市誌 地理編	2001	守山市誌 生活・民俗編	2006

(2) 保存管理

1) 文化財の指定等

国および県、市による本市の文化財の指定等について、その件数を着実に増やしており、令和2年度(2020)末時点で指定等101件となります。近年では、国指定として「近江のケンケト祭り長刀振り」(重要無形民俗文化財)が令和2年(2020)3月、「河内屋可正関係資料」(重要文化財)が令和2年(2020)9月にそれぞれ指定されています。また、市指定として「諏訪家関係資料」(有形文化財)が平成30年(2018)6月、「木造阿弥陀如来坐像」(西蓮寺)(有形文化財)が令和元年(2019)11月にそれぞれ指定されています。

これらの記録は図書館・公文書館等で収集・整理・保存し、市民に公開しています。

2) 保存管理計画等の策定

指定等文化財の適切な保存管理および活用等を図るための指針として、個別の文化財について保存管理計画等を策定し、同計画に基づく各種取り組みを推進しています。

これまで、「史跡下之郷遺跡整備活用基本計画書」（平成 18 年（2006）7 月）および「史跡下之郷遺跡保存管理計画書」（平成 20 年（2008）3 月）、「史跡伊勢遺跡保存管理計画書」（平成 26 年（2014）3 月）および「史跡伊勢遺跡整備基本計画書」（平成 30 年（2018）8 月）、「大庄屋諏訪家屋敷管理運営計画」（平成 29 年（2017）8 月）等を策定しました。

3) 保存整備、環境保全等

指定等文化財の破損や老朽化、展示公開への対応等として、保存管理のための修理、修復等の適切な措置を講じてきました。蓮生寺本堂（県指定）修理工事（平成 2～4 年度（1990～1992））、勝部神社本殿（国指定）修理工事（平成 24 年度（2012 年度））、木造一休和尚坐像（少林寺）（市指定）修理（平成 20 年度（2008 年度））、木造地藏菩薩坐像（幸津川町）（県指定）修復（平成 18 年度（2006 年度））、木造薬師如来坐像・木造日光菩薩立像・木造月光菩薩立像（慈眼寺）（市指定）修復（平成 18～19 年度（2006～2007 年度））等が実施されています。

記念物について、下之郷史跡公園（平成 22 年（2010）開設）や大庄屋諏訪家屋敷（平成 30 年（2018）リニューアルオープン）など、一部の史跡等について、保存および修景を図り史跡公園等として整備を行っています。

無形民俗文化財について、保存奨励事業として各保存団体に対して補助金を交付し、保存継承、公開、後継者育成を図っています。



修理前



修理後

木造薬師如来坐像（慈眼寺）
の修復



下之郷史跡公園
（北エリア・復元環濠）

4) 文化財の防災

重要文化財（有形文化財：建造物）をはじめとした指定等文化財の防災対策として、防災施設の整備、点検を行うとともに、毎年 1 月 26 日の文化財防火デーに合わせた文化財防火査察、消防訓練を実施しています。



令和2年(2020) 文化財消防総合訓練(蓮生寺)

(3) 活用

1) 情報発信

埋蔵文化財について、発掘調査現地説明会を適宜開催するとともに、埋蔵文化財センターより市内の遺跡の紹介や発掘調査の状況等に関する機関紙「乙貞」を刊行しています。乙貞は、昭和56年(1981)刊行の第1号より、令和3年(2021)2月現在で233号を数えます。

その他、各種リーフレット等の作成、配布、観光パンフレット等への情報提供、ホームページ(「歴史のまち 守山」)による各種情報発信など、市民や来訪者等に向けて、本市の歴史文化に関わる情報発信に取り組んでいます。



発掘調査現地報告会
(伊勢遺跡)



ホームページ(文化財保護課)
による情報発信



埋蔵文化財センター機関紙
「乙貞」

2) 展示、公開等施設の整備

市内には、埋蔵文化財および出土遺物等の展示・公開機能を持つ埋蔵文化財センターや環濠保存施設(下之郷史跡公園)、妙蓮資料館(近江妙蓮公園)等の個別の文化財に関する展示、ガイダンス施設が市内各所に整備されています。

このほか、中山道守山宿の文化財を活かした施設として、江戸時代から続く町家を改装した中山道街道文化交流館(平成20年(2008)開設)、第75代内閣総理大臣故宇野宗佑氏の生家で、造り酒屋であった旧宇野本家を改装した歴史文化まちづくり館(守山宿・町家“うの家”)(平成24年(2012)開設)など、観光客や市民等の情報発信、憩いの場となる守山宿の拠点を整備しました。

大庄屋諏訪家屋敷は、江戸時代後期に建築された主屋、書院、土蔵、茶室などの建造物と2つの庭園からなり、平成26年(2014)に当主から市へ寄付を受けたことから、屋敷の保存・整備を進め、施設見学に加えて貸室使用など多様な活用を目指し、平成30年(2018)に開館しました。

ほたるの森資料館は、水環境の悪化等により全滅状態となったゲンジボタル(守山ボタル)の復活を目指す拠点として、平成2年(1990)、市民運動公園内に開館しました。資料館では、ほたるの人工飼育や生態系の研究が行われています。



埋蔵文化財センター



守山宿・町家“うの家”



ほたるの森資料館

3) 講座・講演会・イベント等

本市の歴史文化に関する普及啓発等の取り組みとしては、長年埋蔵文化財センターにおいて定期の各種講座・講演会（春季講演会、秋季特別展および講演会、夏休み考古学教室、歴史入門講座等）を実施してきました。また、本市所在の有形・無形文化財等が日本遺産を構成する文化財として追加認定を受けたことから、令和元年度（2019年度）には「もりやま日本遺産講座」を実施、以降も有形・無形文化財に関する連続講座も開催、恒例化しつつあります。

その他、一般財団法人守山野洲市民交流プラザは福祉文化事業の一環として“ふるさとの歴史と風土に学ぶ”をテーマに滋賀県や守山の歴史文化などを学ぶ「つがやま市民教養文化講座」を開催しており、令和3年度に第41期を迎え、多くの受講者を集める人気講座となっています。守山商工会議所は、伊勢遺跡を町おこしに活かそうと、平成23年（2011）より「もりやま卑弥呼コンテスト（ひみコン）」を毎年開催し、守山市のPR大使を選定して歴史文化を活かした観光や地域活性化に取り組んでいます。



夏休み考古学教室



つがやま市民教養文化講座



もりやま卑弥呼コンテスト

(4) 学校・地域の取り組み

1) 学校教育との連携

学校教育との連携として、小学校副読本「守山から日本の歴史を見る」（平成29年（2017）3月発行、令和2年（2020）3月補修改訂版、守山歴史教材研究会編）を作成しました。

また、総合学習の一環として、下之郷史跡公園における赤米の栽培（吉身小学校）や歴史体験学習（吉身小学校、河西小学校）、勝部の火まつりに使う菜種殻づくり（守山小学校）など、地域や市民団体等と連携して取り組んでいます。

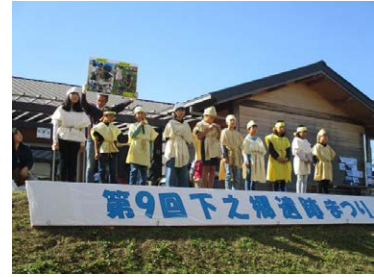


歴史体験学習（下之郷史跡公園）

2) 地域、市民団体等の取り組み

市内の自治会等では、町史等の編さんやマップづくり、環境保全活動、子ども等を対象とした継承活動など、地域の歴史文化について学び、守り受け継いでいくための様々な取り組みを実施しています。

市民団体等の取り組みとして、地域の文化財等の調査（守山の歴史を考える会、守山古道研究会等）、環境保全活動（近江妙蓮保存会、湖岸に咲くハマヒルガオを守る会等）、体験教室（下之郷じいちゃんズ、稲と雑穀の会、弥生織りの会等）、ウォーキングツアー（中山道守山宿歴史文化保存会等）、地域おこしイベント等の開催（下之郷遺跡まつり実行委員会、伊勢遺跡保存会、守山ほたるパーク&ウォーク実行委員会等）、ウェブサイト等による情報発信（守山弥生遺跡研究会等）など、地域の文化財の掘り起こしから保存管理、その活用まで、創意工夫による多種多様で自主的な取り組みが行われています。



ガイドマップの作成(勝部自治会)

機織り体験(弥生織りの会)

下之郷遺跡まつり

3) 学区まるごと活性化プランの取り組み

守山まるごと活性化プランでは、歴史文化、自然、生活などの様々な地域資源等を活かした地域づくりを、地域を主体で進めるため、第1期：平成26年度～平成30年度（2014～2018年度）の5年間において、各学区の宝物マップの作成や解説板の設置、映像記録の作成等による歴史文化の再発見、まち歩きや漁業体験、料理教室等の歴史文化に触れる取り組み、ホタルの保護啓発や赤野井湾の再生等の地域の環境を守る取り組み等が進められてきました。これらの成果を踏まえて、令和元年度（2019年度）より、次期取り組みとして、地域づくりを一層推進していくための取り組みが進められています。

守山まるごと活性化プラン 第1期の主な取り組み（歴史文化に関わる取り組み）

学区	プロジェクトおよび主な取り組み（歴史文化に関わる取り組み）
守山学区	<p>守山の歴史・伝統文化再発見プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山道守山宿まるごとマップ、ガイドブック、カレンダーの作成（吉身学区と連携） ・伊勢遺跡案内看板の設置 <p>水とホタルから輝くプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホタル啓発看板作製 ・学区民のついで啓発    <p>中山道守山宿まるごとマップ ホタル啓発看板 伊勢遺跡案内看板</p>
吉身学区	<p>ホタルを守ろうプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホタルの幼虫飼育、放流 ・ホタル観賞会、学習会の開催 ・ホタル飛翔調査、河川環境調査の実施 ・ホタル保護啓発看板設置 <p>歴史・伝統・中山道プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山道守山宿まるごとマップ、ガイドブック、カレンダーの作成（守山学区と連携） <p>祭りだ！わっしょいプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学区民のついで豊年踊り、守山音頭を実施 ・吉身学区イベント・たからものマップの作成、看板作製     <p>中山道守山宿まるごとガイドブック 吉身学区イベント・たからものマップ</p> <p>ホタルの幼虫の放流 イベント・たからもの看板</p>
小津学区	<p>水に育まれた小津の文化発見プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冊子「小津の宝物」作成 ・小津ウォーキングマップ作成 ・小津まちかどウォークの開催 ・たからものフォトコンテスト   <p>小津ウォーキングマップ 小津まちかどウォーク</p>

学区	プロジェクトおよび主な取り組み（歴史文化に関わる取り組み）	
玉津学区	<p>諏訪家屋敷をはじめとする玉津の歴史・伝統文化活性化プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諏訪家屋敷まつりの開催 ・ まるごと歴史散策ウォーク実施 ・ 語り部による学校やイベントでの昔話 <p>赤野井湾プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤野井湾クリーン大作戦の実施 ・ 親子漁業体験ツアーの実施 <p>食の地産地消推進プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矢島かぶらの活用 <p>玉津ホテル祭り・イベント推進プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホテル学習会、観察会の実施 ・ 子ども調査員による飛翔調査の実施 ・ ホテル啓発看板作製 ・ 長刀まつりのDVD作成、情報発信 	 <p>諏訪家屋敷まつり</p>  <p>矢島かぶら料理教室</p>  <p>長刀まつりDVD</p>  <p>語り部による読み聞かせ</p>
河西学区	<p>近江妙蓮活用プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天然記念物への申請検討 ・ ポスター作成、案内看板作製 ・ 守山市花制定 40 周年記念切手の作成、発行 ・ 観蓮会の開催支援 <p>河西の「身近な魅力」情報発信プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺探訪の実施 ・ 河西魅力情報マップ、解説版の作成 ・ マップ、解説版の活用（歩こう会） 	 <p>近江妙蓮案内看板</p>  <p>観蓮会の開催支援</p>  <p>河西魅力情報マップ</p>  <p>歩こう会</p>
速野学区	<p>守山の北の玄関おもてなしプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイクリングイベントの開催 ・ 湖岸振興会との連携によるイベント開催（鮎ずし作り等） <p>速野まるごと博物館プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館マップ（歴史編）（自然編）の作成 ・ ふれあいウォークの開催 ・ ハマヒルガオ、おまがりぼたるの活動支援 ・ 名所案内看板の設置 <p>ふるさとの文化を見つめなおし守ろうプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと紹介のつどい開催 ・ 速野まちづくり絵本の作成 ・ 語り部 DVD「これからの速野」作成 	 <p>ふれあいウォーク</p>  <p>名所案内看板</p>  <p>速野まるごと博物館マップ</p>  <p>鮎ずし作り</p>
中洲学区	<p>野洲川河川敷・伏流水再生プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野洲川中洲親水公園（あめんぼう）の整備 ・ 自治会ごとに水路図作成、伏流水再生水路の検討 	 <p>あめんぼうでのイベント(凧作り&凧あげ教室)</p>  <p>あめんぼうでのイベント(凧作り&凧あげ教室)</p>

資料：守山まるごと活性化プラン（平成 31 年（2019）3 月改訂）

1-2. 保存と活用に関する課題

本市の歴史文化を取り巻く現状およびこれまでの主な取り組み等を踏まえ、文化財の保存と活用に関する主な課題として、以下が挙げられます。

(1) 文化財の把握調査等に関する課題

本市はこれまで、市域全体を対象とした歴史文化に関する把握調査として、市史編さんに伴う調査等を実施してきましたが、限定的な内容にとどまり、また、調査から一定の期間が経過し更新の必要があるなど、文化財の悉皆的・総合的調査や研究として十分ではありません。

また、文化財類型別でみると、これまでの埋蔵文化財調査成果の蓄積に比して、美術工芸品や民俗文化財等の調査研究は一部にとどまっており、例えば野洲川の水害や改修の歴史についての調査、記録保存等は十分に行われていません。本市の文化財の適切な保存・活用に向けては、これら未調査の文化財の把握のための調査の継続・充実が必須であるとともに、その価値づけのための調査研究も必要となります。

加えて市内各所に所在する未指定文化財等についての把握は、地域（学区、自治会）により取り組み状況に差があります。地域の文化財の掘り起こしは、地域の実情をよく知る住民や市民団体等の協力を得ながら進めていくことが重要となりますが、地域と行政、あるいは地域間での協力や連携ができておらず、その把握に向けては、市民等とともに調査等に取り組むための体制の構築が求められます。

さらに、それら調査等で得られた成果について、情報の整理・保管が一元化されておらず、その活用や管理が有効に図られているとは言い難い状況です。また、調査結果等については紙媒体における現物保存が主となっていますが、経年劣化等の物理的な損傷は避けられず、その成果を後世に継承していくための多様な手段を講じていく必要があります。

(2) 文化財の保存管理に関する課題

文化財の価値を損なうことなく、後世に継承していくためには、立地や保存状態等の文化財の現況に応じた計画的な保存管理を推進、継続していく必要があります。本市の文化財については、保存管理計画等の策定は史跡下之郷遺跡および史跡伊勢遺跡（国指定）、史跡大庄屋諏訪家屋敷（市指定）等の一部の文化財にとどまっており、その他の指定等文化財について保存修理等は都度の対応が主であり、所有者への支援等を含めて計画的な保存管理のための体制や仕組みが整えられていません。その他、市内に多数ある埋蔵文化財についても、弥生時代の様相を伝える重要な遺跡等として、指定に向けた詳細調査や整備等の具体的計画はない状況です。

個別の文化財では、史跡大庄屋諏訪家屋敷の未整備として残る庭園部分の整備および維持管理を図る必要があります。また守山のホタルや近江妙蓮の生育環境の保全について、近年の環境変化等をもたらす影響が課題となっています。さらに、文化財収蔵施設（埋蔵文化財センター等）の老朽化が進んでおり、収蔵庫の狭隘化とも相まって収蔵品の保存環境が危惧されます。

一方、未指定を含むその他の文化財については、所有者や地域自らによる保存管理に負うところが大きいのが現状です。行政としての対応は、管理方法や修理に関する指摘やアドバイス等の限定的なものにとどまり、人口減少や高齢化の進行は、これら所有者等の負担をますます増大させることになりかねません。その結果として引き起こされる後継者不足等は、文化財および周辺環境の日常的な管理不足による文化財の滅失や市外（県外）への流出、保存修理や祭礼等に必要な財源や伝統的な材料の不足、宅地開発や市街地整備等による中山道沿道の町並みの変化など、地域の歴史文化そのものの希薄化という危機につながりかねません。

文化財の保存管理に向けては、行政および所有者等の限られた担い手だけではなく、地域

や専門家等を含めた多様な担い手が連携して取り組む必要があり、そのために有効な手法、体制や仕組みを構築していく必要があります。

(3) 文化財の防災・防犯に関する課題

本市は、昭和 54 年（1979）の野洲川放水路の完成により水害の危険性は大きく減少しました。一方で、都市化の進展とともに堤内地に氾濫水が滞留する内水災害が増えており、また近年、世界規模で異常気象や自然災害が頻発化・甚大化する傾向にあることから、今後想定される風水害や地震等に対する文化財の防災対策の充実が求められます。しかしながら、建造物の耐震化や防災施設の設置・更新等の被害を最小限にとどめるための対策は十分でなく、また、災害発生時の対応が予め定められていない（マニュアル化されていない）ことも課題です。

防火や防犯対策については、少子高齢化に伴う空き家や無住の社寺の増加により、日常の防犯が行き届かず、文化財の盗難や汚損、火災等による毀損の危険性を増大させる恐れがあります。

文化財の防災、防犯に対する市民意識の向上や、地域において守るべき文化財を、地域住民が把握できていないことも大きな課題であり、地域総がかりで防災、防犯に取り組むためには、行政および所有者、地域等が災害の危険性を共有し、連携して対策に取り組む体制を確立していく必要があります。

(4) 文化財の価値や魅力等の情報発信に関する課題

本市の文化財について、これまで機関紙の発行やホームページ等を通じた指定等文化財をはじめとする情報発信に取り組んでいますが、歴史文化の多様な価値や魅力、特性や脆弱性について市民や来訪者等に十分に理解・共有されていない状況です。一例を挙げると、守山出身の人物（金森長近や立入宗継、古高俊太郎等）に対する情報発信が不足しており、市民の認知度も高いものではありません。

また、地域住民の社寺離れなどがこのまま進行し、市民等が文化財の価値を認識できず、地域の宝として愛着と理解が得られなくなると、伝統文化の継承が困難となり、文化財の散逸の恐れが生じるなど、その保存・活用に影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、市民等が地域の文化財を身近に感じ、価値や特性を正しく認識することができるよう、文化財に関する多種多彩な情報発信を通じて、その魅力を共有していくことが求められます。

(5) 文化財の活用に関する課題

本市は、史跡大庄屋諏訪家屋敷（市指定）の整備や史跡下之郷遺跡（国指定）の公園整備等の一部の文化財の環境整備、公開を行い、その活用を図っています。また、中山道守山宿では、解説板の設置、中山道街道文化交流館や守山宿・町家“うの家”の町家の改修、公開など沿道景観の整備に取り組んでいますが、一部施設や解説板等の老朽化が進むなど、価値や魅力を十分に伝えることができていないものもあります。さらに、駐車場やトイレなどの便益施設や、インバウンド対応としてサインや案内の多言語化、先端技術を用いた再現や展示公開など、文化財の価値を損なわないことを前提とした来訪者等の満足度や利便性向上のための環境整備も必要となります。

また、守山まるごと活性化プランに代表される学区や自治会など地域の取り組みについては、これまで様々な活用が展開されてきましたが、それら取り組みは、ややもすると一過性のものになりがちなため、将来的な人材や資金確保等も見据えた、持続可能な形で活用していくための手法や体制を整えていく必要があります。

さらに、これら取り組みの対象が一定の地域や個別の文化財等に限定されることで、文化財を活かした地域づくりなどの効果が不十分な場合が考えられます。市内には、野洲川の水害と

改修に関わる文化財や、守山ゆかりの人物等に関する文化財など、これまであまり取り上げられてこなかった文化財が多数存在していますが、それらと指定等文化財の関係の解説や施設等とつなぐ周遊ルートなど、市全体の文化財の包括的な活用が図られていません。

また、包括的な活用の観点からは、中心となる総合資料館等を市が保有していないことが課題といえます。文化財の展示公開等に係る機能（施設、設備、ネットワーク）が脆弱なため、市民や来訪者等が本市や地域の歴史文化を学び、情報発信を受ける機会が十分であるとは言えない状況です。

一方、少子高齢化による人口減少、生活様式の変化等を起因として、古民家を含めた市内の空き家の増加など、地域活力の低下が危惧されます。文化財は、地域の歴史文化や成り立ちに根付いたものとして、保存にとどまらない、地域活性化やまちづくりへの活用が求められます。

（6）文化財の担い手の確保、継承に関する課題

本市の人口は全体的には増加傾向にありますが、学区によっては減少が進む地域もみられます。今後、高齢化は一層進行し、長期的には全ての学区で老年人口が約3割を占めるまでになることが予測され、文化財所有者、地域の伝統行事等の継承の中心的な役割を担ってきた世代の減少が顕著になると考えられます。

一方、生活様式の変化等による社寺離れなど、地域住民、とりわけ若い世代の歴史文化に対する関心の低下が見込まれています。また、地縁的なつながりが薄れることで、市外からの転入者や次代を担う子どもたちが、伝統行事や食文化など日常的に歴史文化に触れる機会が減少しています。歴史文化に関する授業等を実施しているものの、学校現場や社会教育現場との連携が十分ではなく、イベント等の取り組みは一過性になりがちです。

市内の歴史や文化財を活かした活動に取り組んでいる市民団体等においては、メンバーの高齢化や人材不足により、活動の継続が危ぶまれる状況が深刻化しつつあります。さらに、団体間の横の連携が少ないため、情報共有や活動の相互協力等の取り組みも進んでいません。

さらに、令和2年（2020）の年明けより世界的な脅威となった新型コロナウイルス（COVID-19）による感染症は、その感染拡大防止のため各種活動が制限されるなか、人や地域のつながりの希薄化をより加速させていくことが危惧されます。

これらの課題等に対して、多様な担い手と接する機会や手段を通じて、継続的な担い手の確保、育成に取り組む必要があります。

（7）保存と活用の組織、体制に関する課題

本市では、文化財保護行政を担う専門部署として「文化財保護課」を設置していますが、その体制として専門分野や年齢構成に偏りがあるため、職員の世代交代に伴う技術や専門性の継承、さらなる文化財の保存・活用に関わる体制強化のための人員を確保していく必要があります。それに伴って市の財政状況による文化財保護行政に係る予算確保も課題となっています。

また、文化財の保存・活用に関わる主体は、行政のみならず、所有者等、地域（学区、自治会等）、民間、市民団体等、専門家等と多岐にわたりますが、相互の連携が十分にとれておらず取り組みが重複する、また未対応の文化財が取り残される等の課題も生じています。

今後さらに文化財の保存修理や環境維持、防災・防犯対策にあたっては、多額の資金が必要となることを見込まれますが、檀家や氏子の減少、文化財所有者の高齢化など自己負担金の確保が困難な状況となることが危惧されます。

そのため、取り組み等を下支えする組織づくりとともに、財政確保の対策など、持続可能な体制、支援の仕組みを構築する必要があります。

2. 文化財の保存と活用に関する将来像

守山市文化財保存活用地域計画は、地域の文化財の掘り起こしやその総合的、計画的な保存・活用を通じて、本市の歴史文化を地域総がかりで継承・振興していくことを目的とします。

本市には、野洲川デルタを舞台に、下之郷遺跡や伊勢遺跡をはじめとした弥生時代の集落遺跡から、中世の寺内町金森等の惣村と宗教文化、近世の中山道宿場町に代表される陸路・水路の交通網の発達による街道文化、さらに大庄屋諏訪家屋敷等にみられる農村の暮らしや野洲川の水害との戦いなど、古代から連綿と続く豊かな歴史文化があります。また、指定等文化財以外にも、各学区や集落には、地域の成り立ちや歴史を今に伝える様々な地域資産が今も大切に伝え継がれ、地域のアイデンティティの醸成に寄与しており、それぞれが“守山らしさ”をかたちづくる大切な地域の宝であるといえます。

これら、先人が残してくれた貴重な文化財を市民の共有財産として将来に引き継ぐべく、文化財を大切に守り、また活かしながら、文化財とともにあるまちづくりを推進することは、本市第5次総合計画に示す将来の都市像『「わ」で輝かせよう ふるさと守山』が示す、心豊かで潤いのある市民生活や活力ある地域社会の実現へとつながるものと考えます。

これらを踏まえ、本市が目指す文化財の保存と活用に関する将来像を次のとおり定めます。

＜守山市の文化財の保存と活用に関する将来像＞

**豊かな歴史文化と共生するまち
ふるさと守山づくり**

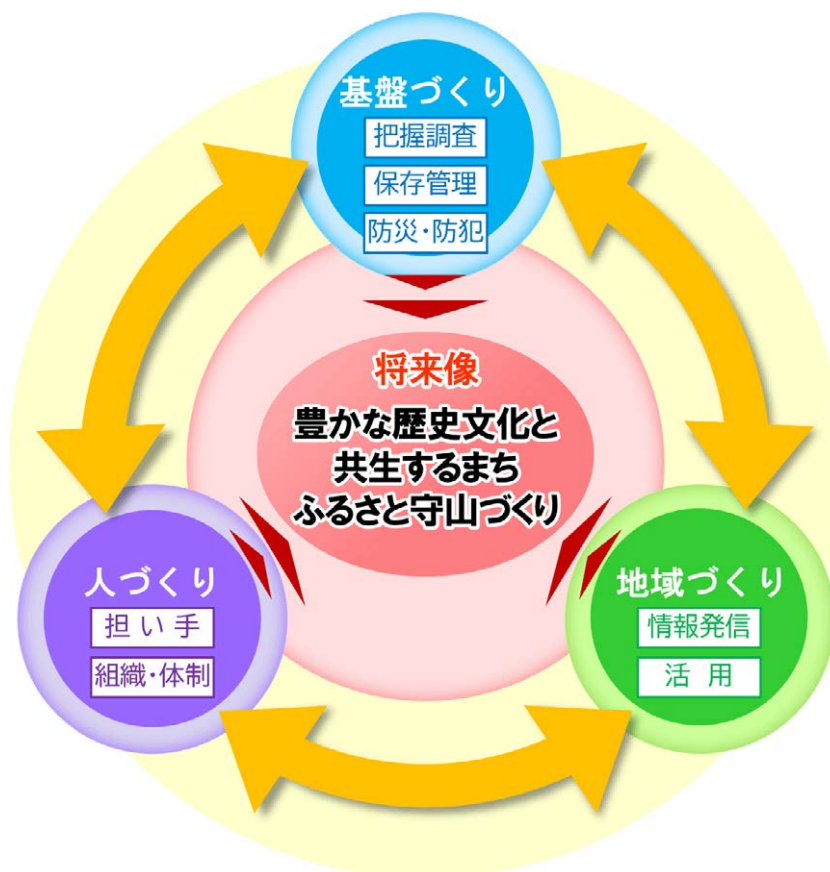
3. 文化財の保存と活用の基本目標および方針

本市が抱える文化財に関わる課題を解決し、保存と活用に関する将来像を実現するための基本目標として、把握調査および保存管理等に係る「**基盤づくり**」、情報発信および活用に係る「**地域づくり**」、担い手および組織・体制に係る「**人づくり**」を定めます。

これらの基本目標は、本計画の関連計画である「滋賀県文化財保存活用大綱」に示す保存・活用の5つの柱のうち、「(1)文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進」は基盤づくり、「(2)みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり」は人づくり、「(3)文化財の多種多様な活用推進」は地域づくりに、それぞれ対応するものです。また、「(4)文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保」「(5)文化財を維持するための資金の確保」については、各基本目標に応じて、関連する取り組みに対応するものとします。

これら3つの基本目標に基づく各種取り組みが、それぞれに作用し、また関連していく仕組みを構築し、本市が有する多様な文化財相互の関係性を踏まえた一体的・総合的な保存と活用を展開していくことで、将来像『豊かな歴史文化と共生するまち ふるさと守山づくり』の実現を目指します。

保存と活用に関する将来像および基本目標 概念図



(1) 基本目標① [基盤づくり]

守山の歴史文化を守り、価値を高め未来に受け継いでいく

本市の歴史文化をあらわす文化財を総合的、計画的に保存・活用していくにあたり、前提としてどのような価値や魅力を有する文化財が市内の各所に所在しているかを把握し、その価値等を確実に守ることで将来世代へと受け継いでいくことが求められます。

そのための基盤づくりとなる、未だ全容が解明されていない文化財等の調査・記録とともに、それらの確実な保存管理および防災・防犯対策を、多様な主体との連携のもと講じていきます。

方針①－1 把握調査

総合的かつ計画的な歴史文化の把握を市民等とともに進め、後世へと記録する。

- ・市内の有形文化財（美術工芸品）や民俗文化財をはじめ、調査が十分でない市内文化財について、文化財類型ならびに地域のバランスを考慮しながら、総合的かつ計画的な把握調査を推進し、継続的な調査成果の更新につとめます。
- ・把握調査に際して、行政や地域（学区、自治会）、市民団体等が積極的に連携し、さらに市民参画の仕組み・体制づくりを推進し、地域総がかりでの文化財の掘り起こしを行います。また把握された文化財の価値づけについて、必要に応じて専門家の協力をあおぎます。
- ・これら調査等で得られた成果を継続的に保存・活用に活かすとともに、後世へと確実に受け継いでいくため、現物保存はもとより、デジタル化や共有できる一元的データベース化等の記録保存につとめます。

方針①－2 保存管理

文化財の保存および管理の維持・支援を進めるとともに、必要な環境を整える。

- ・個別文化財の長期的かつ計画的な保存管理を行うにあたり、行政と指定等文化財の所有者との連携を密にして継続的な支援を行うとともに、必要に応じて保存管理計画や保存活用計画等の策定、更新を行います。
- ・大庄屋諏訪家屋敷の庭園等の個別文化財のうち課題が明確化しているものについて、関係する主体間の連携のもと、計画的に課題解決に取り組みます。
- ・守山のホタルや近江妙蓮等の本市の貴重な動植物の生育環境の保全に継続して取り組みます。
- ・埋蔵文化財センターをはじめとする文化財収蔵施設の保存環境の維持ならびに機能強化につとめます。
- ・指定されていないその他の文化財については、必要に応じて専門家の協力を得ながら調査研究を行い、文化財保護審議会への諮問を経て、新たに文化財指定するなど、措置を講じます。また市の景観形成ともあわせて新たな保存管理のあり方を検討します。
- ・文化財の保存に係る担い手間の関係づくりを促進し、持続的な保存管理のあり方を検討、推進します。

方針①－3 防災・防犯

文化財の防災・防犯対策等を継続的に推進する。

- ・市内の各地域で想定される風水害や地震等に対する備えとして、文化財（建造物）の耐震化や老朽化した防災施設の更新等の必要な対策を検討するとともに、対策マニュアル等の作成を行うなど、平時からの文化財防災の取り組みを推進します。
- ・各地域やそれぞれの文化財所有者の課題に応じた防犯体制の強化につとめます。
- ・市民等の文化財防災・防犯意識を醸成するため、継続的に訓練等を実施します。

(2) 基本目標② [地域づくり]

歴史文化を活かし、守山らしい魅力あふれる地域づくりに貢献する

歴史文化をあらゆる文化財の価値や魅力は、市民をはじめ多くの人々に理解し、共有してもらうことで、その真価の発揮へとつながります。さらに、観光振興や地域振興など、様々なまちづくり活動へと文化財の活用を図ることは、文化財自体の価値や魅力をより高めるとともに、市民等の地域への愛着と誇りを育み、豊かな暮らしの実現に貢献するものと考えます。

そのため、文化財に関わる情報発信を一層強化、充実するとともに、ハード・ソフト両面から各種まちづくり活動等に資する文化財の活用を図り、地域の活性化に寄与していきます。

方針②ー 1 情報発信

守山の歴史文化の価値や魅力を市民等に正しく伝えるための発信力を強化、多様化する。

- ・本市の歴史文化の価値や魅力を広くホームページや SNS 等で発信するとともに、継続的にシンポジウムや講座を開催し、多様な主体に対応した情報発信を行います。
- ・守山ゆかりの歴史的人物の足跡を紹介するなどして、本市の歴史文化の魅力発信や市民のアイデンティティー醸成につなげます。
- ・地域の歴史文化の歩みとともにある社寺やそこに継承される伝統行事等の魅力を再発見し、その発信を通じて、市民等により身近に感じてもらう取り組みを推進します。

方針②ー 2 活用

守山ならではの歴史文化を、生活文化の向上や観光振興、地域振興などまちづくりに活かし、地域活性化に寄与する。

- ・守山の歴史文化を伝える施設や解説板等の維持ならびに利便性向上、さらに VR (仮想現実) や AR (拡張現実) などの最先端技術を含む文化財の多様な活用につとめます。
- ・行政のみならず、地域や民間等での文化財を活用した取り組みが持続化できるように相互支援や連携の強化等を推進します。
- ・本市の立地的・地理的特徴を活かしつつ、既存事業と連動した、文化財の面的な活用を推進し、地域の活性化につなげます。
- ・市内の文化財関連施設の一体的な整備、活用を推進し、市民や来訪者等が守山の歴史文化を総体的に理解できる機会を創出するとともに、観光振興や地域振興へとつなげます。
- ・市内に所在する古民家等の現況を把握するとともに、まちづくりにおける有効活用を検討します。

(3) 基本目標③ [人づくり]

守山の歴史文化を愛し、その継承と振興を担う「守山びと」を育てる

少子高齢化の進行や生活様式の変化等の影響は、歴史文化を受け継ぐ担い手の減少や後継者不足に直結しており、文化財の保存・活用を将来にわたり推進していくため担い手を確保、育成していくことは、継続的に取り組むべき最重要課題のひとつです。

そのためにも、市内文化財の所有者および保存・活用に取り組む市民団体等、専門家、地域、行政らが連携して保存・活用を担う仕組みづくりに取り組むとともに、それらを下支えする組織や財政面の支援などの持続可能な体制の構築を図ります。これら担い手の多様な取り組み、連携を通じて、守山の歴史文化を愛し、その継承と振興を担う「守山びと」を確保、育成していきます。

方針③－1 担い手

市民等が歴史文化に愛着と誇りを持つ機会や場をつくり、連携して保存と活用に取り組む仕組みを構築して多様な担い手の確保、育成につなげる。

- ・若い世代が文化財に携わる機会を継続的に維持、創出し、文化財の保存・活用の担い手となる取り組みを推進します。
- ・教育現場での文化財の活用を推進し、多様な世代の市民等が守山の歴史文化に愛着と誇りを持つ機会を継続的に創出します。
- ・文化財の保存・活用に関わる多様な主体間で、担い手にかかる課題をはじめ、情報共有や相互間での協力ができるような体制づくりを構築します。
- ・新型コロナウイルス（COVID-19）等の感染症拡大の影響に対応した担い手をつなぐ取り組み等を検討します。

方針③－2 組織・体制

文化財の保存と活用の取り組みを着実に推進するための組織や体制、支援の仕組みを整える。

- ・文化財保護行政の体制を維持・拡充するとともに、保存と活用に関わる多様な主体が連携し、参画できる仕組みを構築します。
- ・文化財の保存と活用に伴う財源確保を着実にを行うとともに、新たな資金調達のあり方についても検討します。
- ・文化財担当課のみならず関係部署と連携・協力して事業を進めることで、多方面での予算確保につとめます。

4. “文化財でつなぐ、守山”（文化財の一体的・総合的な保存と活用）

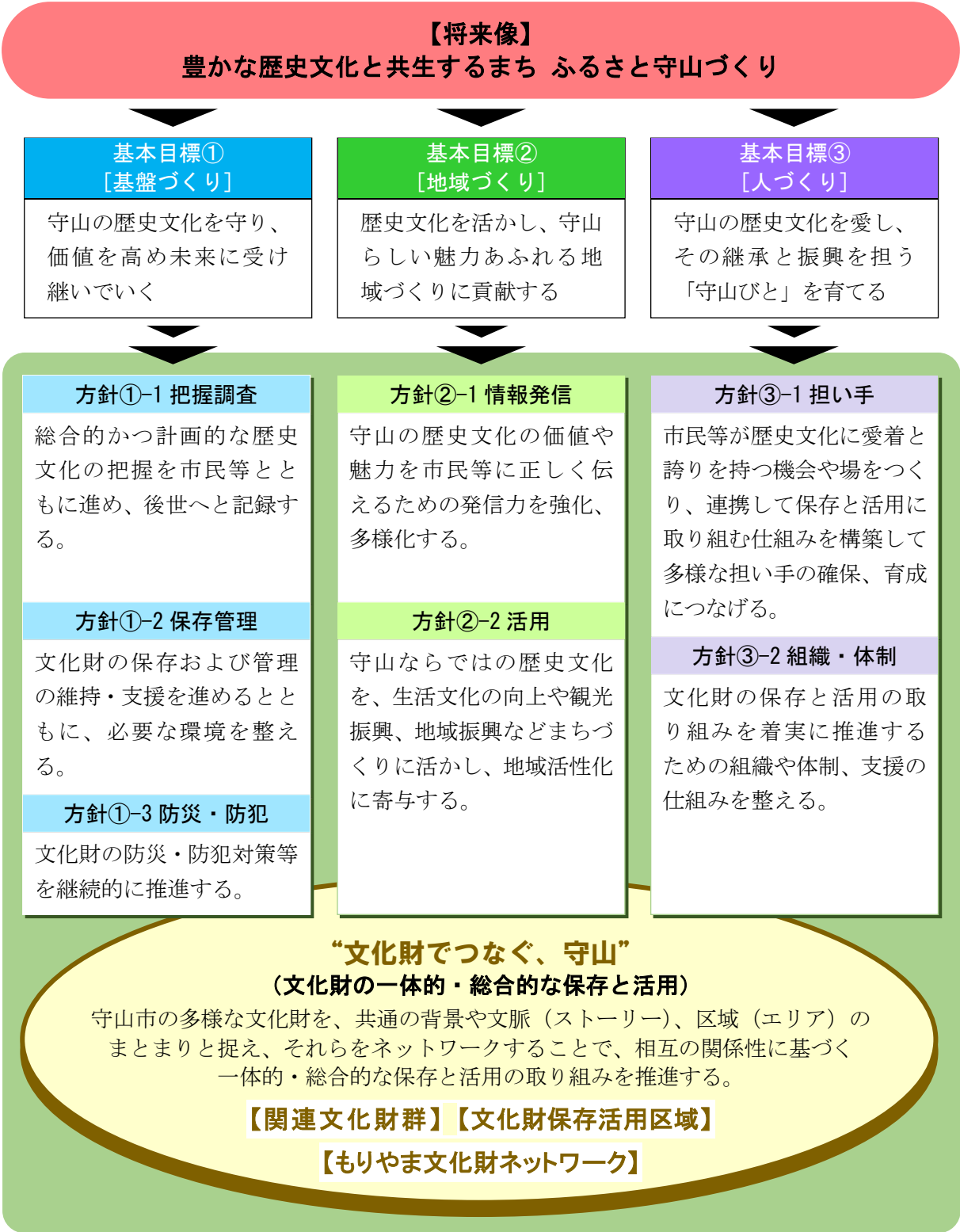
本市の文化財を、将来にわたり持続可能なかたちで保存・活用していくにあたっては、基本目標および各方針に示すように、多様な主体の連携による文化財の保存管理や、様々なまちづくり活動と連動した活用等が求められており、そのため、未指定を含む文化財についての市民等の理解をより深め、担い手にとっての存在意義を高めていく必要があります。

そのための有効な手段として、本市の様々な文化財を共通の背景や文脈（テーマ、ストーリー）を持つ「まとまり」として捉えることで、構成要素としての価値付けや、周辺環境および文化財相互の関係性に基づく多面的な価値や魅力を見出すことが可能となり、文化財のまとまり単位での共通の特性や課題等に応じた効果的な対策を講じていくことができると考えます。また、指定・未指定に関わらず複数の文化財をまとまりとして一体的に扱うことで、一括での調査研究や総合的な保存管理および防災・防犯対策の推進、関連する文化財を巡るツアーなど、スケールメリットを活かした保存・活用の効果が期待できます。

一方、「The Garden City『つなぐ、守山』」を都市ブランドメッセージとした都市ブランド化戦略を推進する本市では、人と人との絆や歴史文化、自然環境を大切にする価値観が市民に広く共有されています。市民が大切にする、これら「つながり」による価値観のもと、一人ひとりが知識、経験、技術や行動を発揮し、第5次総合計画に掲げる「未来につなぐ ふるさとづくりストーリー」を次代の子どもたちへと紡いでいくためにも、市内各地における歴史文化と共生するまちづくりをつないでいくことで、一層その効果が発揮されるものと考えます。

これらのことを踏まえ、文化財の一体的・総合的な保存と活用に向けて、本市の有する豊かな歴史文化を構成する多種多様な文化財について、文化財の相互の関係性に基づくまとまりとして、「関連文化財群」（ストーリーとしてのまとまり）と「文化財保存活用区域」（エリアとしてのまとまり）を設定します。さらに、それらまとまりの役割・効果を市域全体へと広げる周遊ネットワークと、それを支える担い手ネットワークとして「もりやま文化財ネットワーク」を構築します。

これらにより、市域全体を俯瞰的に捉え、広域観光や地域間連携の視点も盛り込んだ、文化財の一体的・総合的な取り組み＝“文化財でつなぐ、守山”を推進します。



第5章 “文化財でつなぐ、守山”の実現に向けて

1. “文化財でつなぐ、守山”の構成

本市は、野洲川デルタの豊かな水と肥沃な大地に生まれ、「米の歴史文化」「道の歴史文化」「祈りの歴史文化」「水の歴史文化」といった歴史文化の特徴を有しています。

“文化財でつなぐ、守山”は、守山市の歴史文化の特徴を体現する多種多様な文化財を、一体的・総合的に保存・活用していくための取り組みであり、その構成は以下となります。

(1) 関連文化財群

本市の歴史文化の特徴を基盤として、文化財相互に共通する背景や文脈をストーリーとして抽出し、そのストーリーに関連する文化財のまとめりとして「関連文化財群」を設定します。

関連文化財群は、地域や時代、類型といった既存の分類にとらわれることなく、ストーリーに基づいたまとめりとして市域全体に設定します。

(2) 文化財保存活用区域

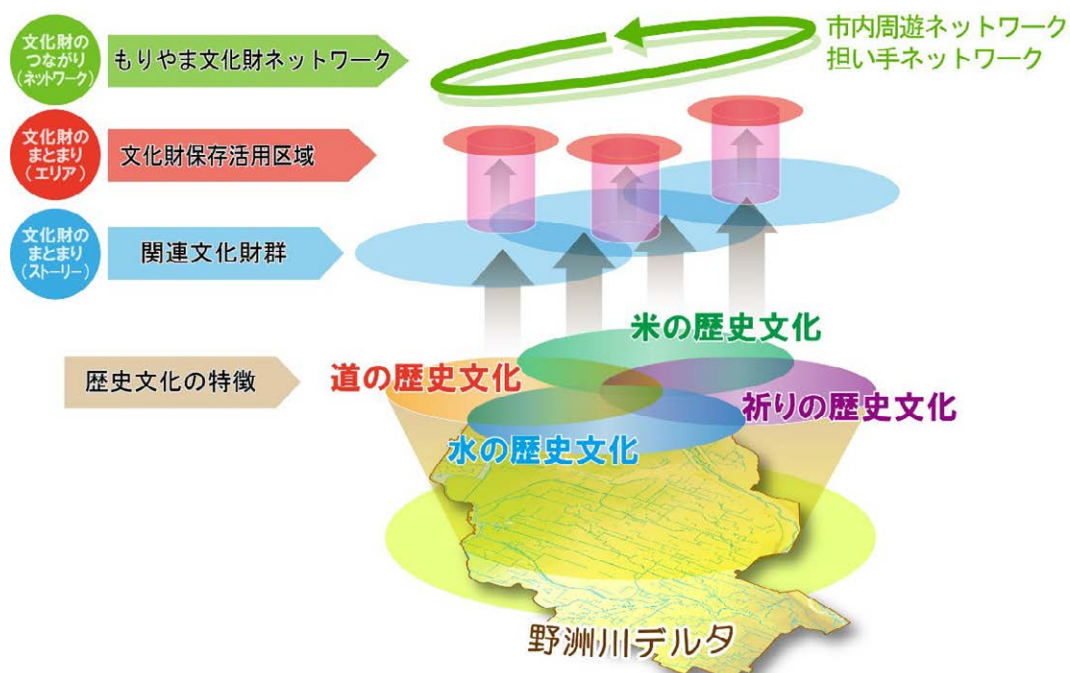
市内でも文化財が特に集中するエリアについては、その重点的、優先的な保存・活用を推進することで、歴史文化を活かしたまちづくり等の先導的役割を果たす区域として、文化財の周辺環境を含むエリアの文化財のまとめりとして「文化財保存活用区域」を設定します。

(3) もりやま文化財ネットワーク

関連文化財群および文化財保存活用区域を俯瞰的に捉え、その役割・効果を市域全体へと波及させるための文化財のつながり＝「もりやま文化財ネットワーク」づくりに取り組みます。

同ネットワークにおいて、関連文化財群および文化財保存活用区域同士のつながりだけでなく、周辺観光地等ともつながる周遊ネットワークの整備とともに、地域の多様な担い手が互いに支援・協力し合う関係を育てていく担い手のネットワークづくりを目指します。

“文化財でつなぐ、守山”の概念図



2. 関連文化財群

2-1. 関連文化財群設定の方針

(1) 関連文化財群の目的

関連文化財群とは、『地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができる。』（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」平成31年（2019）3月、文化庁）として設定するものです。

本市の歴史文化の特徴を体現する多様な文化財を、共通の背景や文脈に基づく関連文化財群としてまとめることにより、多角的な視点から歴史文化の価値等に対する市民や来訪者等の理解を促進します。

また、関連文化財群における文化財相互の関係性を踏まえた一体的・総合的な保存・活用に取り組むことで、それらを構成する個々の文化財の存在意義を高め、ひいては、保存・活用に関わる多様な主体が歴史文化を身近に感じ、地域に対する愛着や誇りを育み、歴史文化を活かしたまちづくりへの主体的な取り組みへとつなげていくことが期待されます。

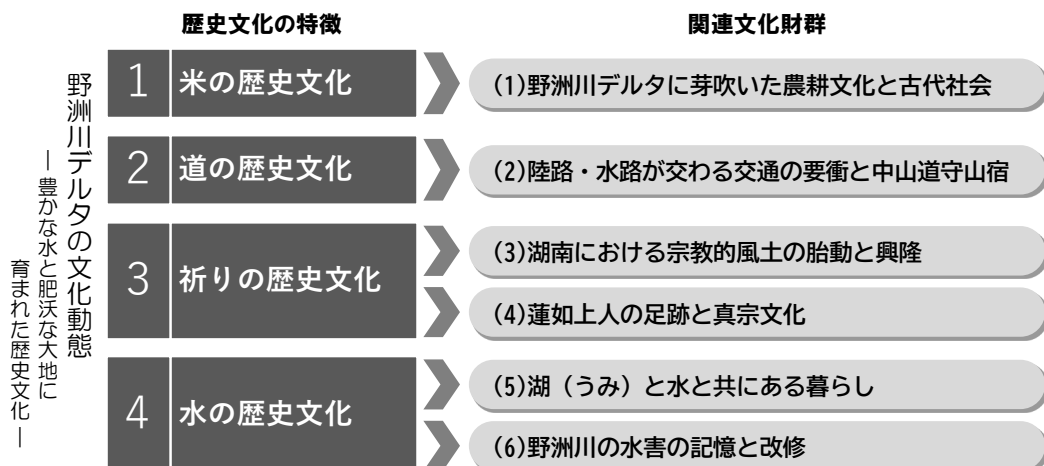
(2) 関連文化財群設定の考え方

関連文化財群は、前項の考え方等を踏まえ、以下の点に留意して設定します。

- ・守山市の歴史文化の特徴を反映し、その魅力をわかりやすく伝えるストーリーとします。
- ・市民等が共感でき、歴史文化を活かしたまちづくり活動等の促進につながる内容・構成とします。
- ・市外からの来訪者にアピールでき、市内観光の振興につながる内容・構成とします。
- ・ストーリーは、指定等文化財以外に、未指定文化財および地域資産を含む文化財で構成します。また、保存・活用の核となる関連施設（史跡公園や資料館等）や歴史文化に関わるイベントなども含めて、多様な取り組みへの展開を見据えた構成とします。
- ・地域（学区）の課題や状況も考慮し、地域活性化や歴史学習等の活動促進につなげられる内容・構成とします。

2-2. 守山市の関連文化財群

前項の設定の考え方に基づき、本市の4つの歴史文化の特徴に対応する形で、関連文化財群を以下の6つに設定します。



(1) 野洲川デルタに芽吹いた農耕文化と古代社会

1) ストーリー

長く我が国の政治、経済、文化の基層をなしてきたのが「稲作」であったことは言うまでもありません。弥生時代に我が国に稲作文化が定着し、安定した生産性のもと〈クニ〉の形成の礎となりました。

本市は琵琶湖南岸、野洲川下流域平野(野洲川デルタ)に位置し、豊かな水と肥沃な土地の恵みにより、県内でもいち早く稲作文化が受容・定着した地として、原始の時代から栄えてきました。

市の西南部に位置する下長遺跡から出土した縄文時代晩期の土器には、稲粃の圧痕が確認されており、この時に既に稲作が始まっていたことを示唆しています。

弥生時代になると本格的に稲作が受容され、服部遺跡では弥生時代前期の約 20,000 m²を超えると想定される水田跡が発見されています。その後、琵琶湖岸沿いに展開した大規模集落も、時代がくだるにつれて内陸部にも営まれるようになります。

それを代表する弥生時代中期の集落遺跡が下之郷遺跡です。集落は、多重の環濠に囲まれており、その規模は面積およそ集落のまわりに3条、さらにその外周に数条の大溝が巡らされています。想定される集落の規模は、東西約 330m、南北約 260m、面積およそ 7 ha におよび、この時代の環濠集落としては、滋賀県最大、全国でも屈指の規模を誇ります。

やがて集落(ムラ)は統率され〈クニ〉が出現しますが、その形成過程を考える上で重要な遺跡が弥生時代後期の伊勢遺跡です。この伊勢遺跡では、弧を描くように大型棟持柱建物が建てられたと考えられること、その中心あたりに柵に囲われた方形区画があり、大型掘立柱建物を含む建物群が整然と配されていたことなどから、伊勢遺跡が滋賀県南部に生まれた〈クニ〉の政治・祭祀を執り行う中枢地で、「倭国」の形成に重要な役割を担ったのではないかと考えられています。

さらに古墳時代になると、琵琶湖水運の拠点集落であった下長遺跡が最盛期をむかえます。この下長遺跡からは、「準構造船」が出土しており、湖上水運が活発であったことを示すとともに、集落内部には首長居館跡とおもわれる大型建物跡や「儀仗」等の威儀具が出土しており、この地における統一的な支配者(豪族)の存在を裏づけるものであり、中央集権・ヤマト王権の成立過程とも深く関わっていた想定されます。

また6世紀には朝廷の直轄領である「芦浦屯倉」が現市域の一带に設けられたと考えられ、比定地の一つである三宅町には、その名を残しています。

その後、律令制国家の形成過程の中で、「国・郡・郷(里)」が置かれ、市内広域に条里制が敷かれ、現在もその規格化された地割を垣間見ることができます。

このように、弥生時代より栄えた肥沃な大地と豊かな水に支えられた野洲川デルタのこの地は、古代になって律令制国家の中で、大国近江の野洲・栗太郡として編成され、我が国有数の穀倉地帯としての役割を担っていくこととなります。

2) 「野洲川デルタに芽吹いた農耕文化と古代社会」構成文化財

	種類	名称	時代	地域	指定等
1	記念物(遺跡)	伊勢遺跡	弥生	守山	国指定
2		下之郷遺跡	弥生	吉身	国指定
3		古高古墳群	古墳	守山	市指定
4		寺山古墳群	古墳	吉身	市指定
5	埋蔵文化財	庭塚古墳	古墳	小津	埋文
6		狐山古墳	古墳	河西	埋文
7		下長遺跡	縄文~鎌倉	守山	埋文

	種類	名称	時代	地域	指定等
8	埋蔵文化財	山田町遺跡	弥生～古墳	守山	埋文
9		二ノ畦・横枕遺跡	弥生～古墳	河西	埋文
10		中島遺跡	弥生～平安	小津	埋文
11		小津浜遺跡	弥生～古墳	小津	埋文
12		赤野井浜遺跡	弥生～古墳	玉津	埋文
13		赤野井湾湖底遺跡	縄文～古墳	玉津	埋文
14		寺中遺跡	弥生～平安	玉津	埋文
15		播磨田東遺跡	縄文～平安	河西	埋文
16		服部遺跡	縄文～鎌倉	中洲	埋文
17		未指定文化財	条里跡(湖南の条里水田および集落)	古墳～	市全域
18	埋蔵文化財センター収蔵品(主に原始～古代にかけての遺跡・古墳出土品(儀仗、銅印等))		縄文～平安	市全域	未指定
19	地域資産	守山の歴史にまつわる人物ゆかりの文化財 木内石亭と本像寺(木内石亭墓碑、木内石亭の奇石)	江戸	守山	未指定

その他：上記以外の埋蔵文化財包蔵地(集落跡、古墳、散布地等)および出土品、条里制等の名残を残す地名(三宅町(屯倉)等)

◆保存・活用の関連施設等

<ul style="list-style-type: none"> ・下之郷史跡公園(吉身) ・埋蔵文化財センター(中洲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)伊勢遺跡史跡公園(守山)
--	---

3) 保存と活用の課題および方針

- ・史跡下之郷遺跡および史跡伊勢遺跡(国指定)をはじめ、市内の集落遺跡や古墳等についての調査研究を随時実施していますが、その全貌が明らかでなく、継続的な調査の実施が求められます。
- ・本市に所在する弥生時代に関わる遺跡等について、その特徴を一体的に捉えた情報発信や発掘調査成果、出土品等の活用が不十分であり、本市の“米の歴史文化”に関わる歴史文化の価値や魅力を市民や来訪者等に十分に伝えきれていない状況にあります。

方針	<p><市内遺跡・古墳等の継続的な調査および保存・活用の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡下之郷遺跡および史跡伊勢遺跡(ともに国指定)をはじめ遺跡等の継続的かつ計画的な調査を実施し、本市ならびに我が国における弥生時代の様相の究明に務めます。 ・遺跡等の価値の重要性に鑑み、指定に向けた詳細調査や整備等の適切な保存・活用の措置を講じていきます。
	<p><“米の歴史文化”にまつわるストーリーの発信、普及></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「弥生時代の集落遺跡」や「古墳」等に関する情報の一体的な発信など、本市の歴史文化を支える“米の歴史文化”にまつわるストーリーを積極的に活用し、多様な視点から本市の歴史文化の価値や魅力を市民等に伝え、その普及を図ります。



(国指定)下之郷遺跡

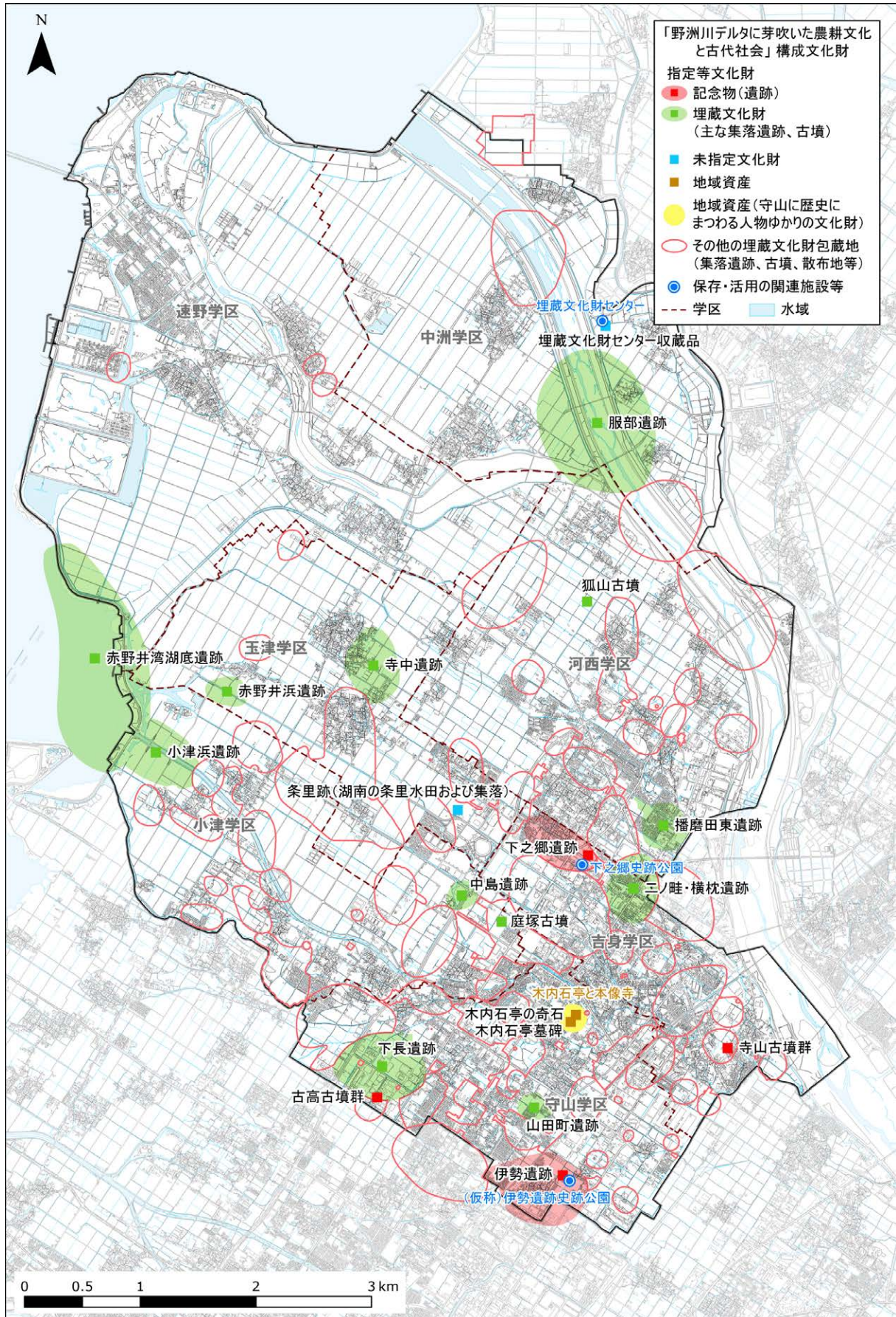


(国指定)伊勢遺跡



(市指定)古高古墳群(狐塚古墳)

「野洲川デルタに芽吹いた農耕文化と古代社会」構成文化財および関連施設等分布図



※文化財の範囲が広域にまたがる場合、代表点等の主たる所在地を図示している。

※市内または市外の博物館等に寄託している文化財は、元の所在地情報に基づいて図示している。

(2) 陸路・水路が交わる交通の要衝と中山道守山宿

1) ストーリー

野洲川デルタの一带は、恵まれた穀倉地帯であるとともに、琵琶湖に面し、また東山道が通るなど交通の利便性から、古代より物資の集散拠点として陸路・水路の交通網が発達しました。

近世以前から湖岸沿いには赤野井浜や木浜港等をはじめとする湖上交通の拠点が発達し、湖岸近くの村々に巡らされた水路とともに広く水上交通網を形成します。陸上には主要幹線路（東山道・中山道）を有し、さらに水陸を結ぶ地域をつなぐ道（浜街道、志那海道、赤野井道等）が域内に発達して独自の交通網が形成され、多くの人々の往来で賑わいました。

江戸時代には守山宿を中心とする地域が宿場町として栄え、街道から離れた周辺の村々も助郷として街道文化の繁栄を支えました。

また街道沿いには、平治の乱に敗れ、京を逃れて東国を目指す源頼朝が落人狩りを返り討ちし、村人が討死した源内兵衛真弘を葬ったと伝わる首塚（源内塚）や、朝鮮通信使が宿泊した東門院、さらに仁孝天皇の皇女・和宮が江戸幕府第14代将軍・徳川家茂に降嫁する際に守山宿に宿泊したとされており、著名人の往来や事跡を各所でみることができます。また遺跡の街・守山にふさわしく、中山道沿いの本像寺（今宿一丁目）には考古学の先駆者とも評される木内石亭（1725～1808）の墓碑が所在しています。

明治時代に鉄道の敷設が始まると、明治45年（1912）にも守山駅が開業、太平洋戦争時には当駅を出発した列車が米軍機の機銃掃射を受けた、「守山空襲」がありました。

さらに戦後も引き続き、各幹線道路の整備や琵琶湖大橋の架橋など、京阪神や中京地域を結ぶ交通の要衝として本市の発展へとつながっていきます。

2) 「陸路・水路が交わる交通の要衝と中山道守山宿」構成文化財

	種類	名称	時代	地域	指定等
1	有形文化財 (建造物)	石造常夜灯	江戸	守山	市指定
2	有形文化財	木製高札	江戸	守山	市指定
3	(美術工芸品)	三十六歌仙絵	江戸	吉身	市指定
4	民俗文化財 (有形)	石造道標	江戸	吉身	市指定
5	記念物(遺跡)	今宿一里塚	江戸	守山	県指定
6		山本正右衛門家住宅	江戸～	守山	市指定
8	未指定文化財	中山道および中山道守山宿にまつわる旧跡 本陣跡、井戸跡、高札場跡、土橋、稲妻型屋敷割り	江戸	守山	未指定
9		JR橋(三連橋)	近代	吉身	未指定
10		守山空襲旧跡(六地藏(吉身町)等)	近代以降	吉身ほか	未指定
11	地域資産	中山道守山宿ゆかりの社寺 東門院(守山寺)、十王寺、天満宮、樹下神社 大光寺、本像寺、諏訪神社 慈眼寺	古代～ 中世～ 平安～	守山 守山 吉身	未指定 未指定 未指定 (日本遺産)
12		中山道	—	守山・吉身	未指定
13		地域をつなぐ道 志那街道、馬街道、赤野井道、浜街道、 佐々木街道、錦織寺道、甲賀街道、道西道、 守山道、伊勢道、新善光寺道、石部道	—	市全域	未指定
14		浦、湊跡(旧木浜港、赤野井旧港跡、野洲浦港跡、 守山浦跡等)	—	市全域	未指定
15		石田川運河	江戸～	吉身・玉津	未指定

	種類	名称	時代	地域	指定等
16	地域資産	住蓮房母公の墓	鎌倉	守山	未指定
17		市内各地の道標(中山道石造道標等)	—	市全域	未指定
18		船着場跡(馬路石邊神社等)	—	市全域	未指定
19		守山の歴史にまつわる人物ゆかりの文化財 木内石亭と本像寺(木内石亭墓碑、木内石亭の奇石) 源頼朝と源内塚	江戸 平安	守山 守山	未指定 未指定

その他：市内の中山道加宿・助郷およびその関連文化財、上記以外の中山道守山宿に関する文化財（関連文書、絵図等）、上記以外の地域をつなぐ道、水路に関連する文化財

◆保存・活用の関連施設等

<ul style="list-style-type: none"> ・守山市歴史文化まちづくり館 守山宿・町家“うの家”（守山） ・中山道街道文化交流館（守山）

3) 保存と活用の課題および方針

- ・山本正右衛門家住宅（市指定）をはじめとした中山道守山宿に関わる文化財について、維持のための修理、耐震化など、文化財の状況に応じた適切な保存管理が求められます。
- ・街道に関わる文化財等について、これまで「中山道守山宿」に対する情報発信や環境整備などは、一定程度進められてきましたが、一方で他の陸路（地域をつなぐ道）や水路に関する情報発信等の活用は不十分であり、本市の“道の歴史文化”に関わる歴史文化の価値や魅力を市民や来訪者等に十分に伝えきれていない状況にあります。

方針	<p><山本正右衛門家住宅をはじめとする中山道守山宿の文化財の保存管理の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む山本正右衛門家住宅（市指定）の計画的な保存修理および耐震性の強化を検討し、中山道守山宿の文化財の適切な保存管理に務めます。
	<p><“道の歴史文化”にまつわるストーリーの発信、普及></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中山道守山宿」および「陸路・水路」等に関する情報の一体的な発信など、本市の歴史文化を支える“道の歴史文化”にまつわるストーリーを積極的に活用し、多様な視点から本市の歴史文化の価値や魅力を市民等に伝え、その普及を図ります。



(市指定)石造道標



(県指定)今宿一里塚

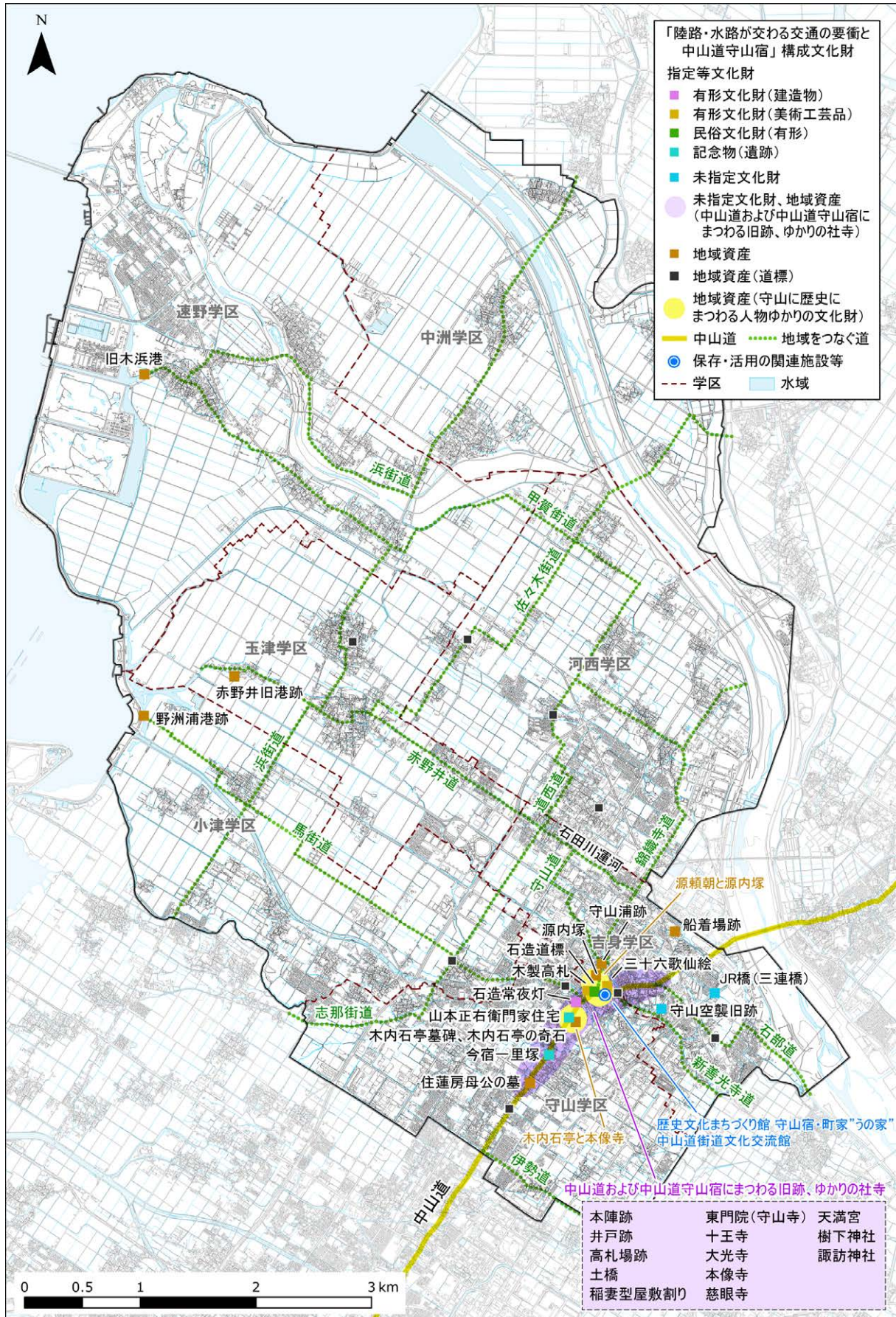


(市指定)山本正右衛門家住宅



石田川運河

「陸路・水路が交わる交通の要衝と中山道守山宿」構成文化財および関連施設等分布図



※文化財の範囲が広域にまたがる場合、代表点等の主たる所在地を図示している。

※市内または市外の博物館等に寄託している文化財は、元の所在地情報に基づいて図示している。

(3) 湖南における宗教的風土の胎動と興隆

1) ストーリー

野洲郡には近江富士の名で親しまれる美しい山容をみせる三上山が所在し、古来より人々の崇敬を集め、三上山を神体山とする御上神社が創建されます。さらに栗太郡の金勝山には、奈良時代に早くも南都仏教の影響下で金勝寺が開かれ、山中には朝鮮半島の磨崖仏をおもわせる狛坂磨崖仏が造像されます。

このように湖南地域には古くから特色ある宗教拠点や文化財が点在し、本市の宗教文化はそれらの影響をうけながら醸成されてきたと考えられます。

例えば蜷江神社に伝来する天部形立像（市指定）は奈良時代の木心乾漆ないし塑像の心木とされており、その作例は奈良・唐招提寺旧講堂伝来の木彫像群に近似することから、南都仏教の影響が指摘されています。なお野洲川流域には、古くから大安寺の墾田が成立しており、これらは連関するものと注目されます。

そして市域内の官道・東山道周辺には郡名を冠する、白鳳期の瓦が多く出土する「益須寺跡」（一説に吉身周辺）があり、往時の隆盛を知ることができます。

さらに旧野洲川流域には、下新川神社、己爾乃神社、琵琶湖の水上交通網には小津神社、馬路石邊神社といった式内社が所在し、指定等文化財を含めて数多くの宗教文化にまつわる文化財が伝来しています。

平安時代以降は主に天台系が浸透し、東門院をはじめ市内には平安時代の仏像等が多数伝来しています。鎌倉時代以降は、浄土教（浄土宗・浄土真宗・時宗）寺院が次々に建立され、一休和尚ゆかりの少林寺（矢島町）等の禅宗寺院も開かれて、現在まで続く宗教的風土を形成しました。

2) 「湖南における宗教的風土の胎動と興隆」構成文化財

	種類	名称	時代	地域	指定等
1	有形文化財 (建造物)	勝部神社本殿	室町	守山	国指定
2		東門院五重塔(石造)	鎌倉	守山	国指定
3		最明寺五重塔(石造)	鎌倉	守山	国指定
4		小津神社本殿	室町	小津	国指定
5		懸所宝塔(石造)(金森御坊)	鎌倉	小津	国指定
6		石造宝塔(東門院)	鎌倉	守山	国認定
7		石造宝篋印塔(東門院)	鎌倉	守山	国認定
8		石造宝塔(福林寺)	鎌倉	速野	国認定
9		石造題目塔(本像寺境内)	室町	守山	市指定
10		石造題目塔(本像寺墓地)	室町	守山	市指定
11		石造宝篋印塔(守善寺)	室町	守山	市指定
12		石造阿弥陀如来坐像(西隆寺)	鎌倉	吉身	市指定
13		小津神社三之宮本殿	安土桃山	小津	市指定
14		石造板碑(西蓮寺)	鎌倉	河西	市指定
15		石造板碑(観音寺)	鎌倉	速野	市指定
16		石造宝篋印塔(称名院)	室町	中洲	市指定
17	有形文化財 (美術工芸品)	木造千手観音立像(安楽寺)	平安	守山	国指定
18		木造不動明王及び二童子像(東門院)	平安	守山	国指定
19		木造薬師如来坐像(東福寺)	平安	吉身	国指定
20		木造宇迦乃御魂命坐像(小津神社)	平安	小津	国指定
21		木造仏頭(蓮生寺)	平安	小津	国指定
22		木造聖観音坐像(武道天神社)	平安	玉津	国指定
23		木造十一面観音立像(福林寺)	平安	速野	国指定
24		木造如来形坐像、菩薩形立像(東福寺)	平安	吉身	県指定
25		木造菩薩形立像(東福寺)	平安	吉身	県指定
26		紙本墨書称讚浄土仏撰受経(蓮生寺)	奈良	小津	県指定

	種類	名称	時代	地域	指定等	
27	有形文化財 (美術工芸品)	木造地蔵菩薩坐像(幸津川地蔵堂)	平安	中洲	県指定	
28		絹本着色仏涅槃図(少林寺)	鎌倉	玉津	県指定	
29		絹本着色一休宗純像(朱太刀像)墨溪筆(少林寺) 附一休宗純像板木	室町	玉津	県指定	
30		絹本着色一休宗純像 墨溪筆(少林寺)	室町	玉津	県指定	
31		鰐口(蛭江神社)	鎌倉	河西	県指定	
32		銅水瓶(己爾乃神社)	室町	速野	県指定	
33		木造大日如来坐像(大日堂)	鎌倉	中洲	県指定	
34		銅鐘(下新川神社)	室町	中洲	県指定	
35		銅造誕生釈迦仏立像(大光寺)	奈良	守山	市指定	
36		木造薬師如来坐像(慈眼寺)	平安	吉身	市指定	
37		単弁蓮華文周縁鋸齒文鏡瓦	飛鳥	吉身	市指定	
38		忍冬唐草文字瓦	飛鳥	吉身	市指定	
39		木造天部形立像(蛭江神社)	奈良	河西	市指定	
40		木造女神坐像(蛭江神社)	平安	河西	市指定	
41		木造化仏(蛭江神社)	平安	河西	市指定	
42		木造薬師如来坐像(大日堂)	平安	中洲	市指定	
43		木造聖観音立像(極楽寺)	平安	中洲	市指定	
44		単弁蓮華文周縁鋸齒文鏡瓦	飛鳥	中洲	市指定	
45		木造阿弥陀如来坐像(西蓮寺)	鎌倉	守山	市指定	
46		東門院山門葺き平瓦	室町	守山	市指定	
47		八相涅槃図(大光寺)	室町	守山	市指定	
48		絹本着色山越阿弥陀図(西隆寺)	室町	吉身	市指定	
49		木造日光菩薩立像(慈眼寺)	鎌倉	吉身	市指定	
50		木造月光菩薩立像(慈眼寺)	鎌倉	吉身	市指定	
51		鬼瓦(慈眼寺)	室町	吉身	市指定	
52		絹本着色聖徳太子勝鬘経講讃図(少林寺)	室町	玉津	市指定	
53		木造一休和尚坐像(少林寺)	室町	玉津	市指定	
54		紙本墨書少林寺法度(少林寺)	南北朝	玉津	市指定	
55		紙本墨書靈山和尚法度(少林寺)	南北朝	玉津	市指定	
56		木造狛犬(蛭江神社)	鎌倉	河西	市指定	
57		木造狛犬(蛭江神社)	鎌倉	河西	市指定	
58		紙本墨書大般若経理趣分(蛭江神社)	鎌倉	河西	市指定	
59		絹本着色仏涅槃図(観音寺)	室町	速野	市指定	
60		絹本着色十王図(観音寺)	室町	速野	市指定	
61		銅製経筒(己爾乃神社)	室町	速野	市指定	
62		木造阿弥陀如来立像(極楽寺)	鎌倉	中洲	市指定	
63		木造十一面観音立像(東光寺)	鎌倉	中洲	市指定	
64		紙本墨書大般若波羅蜜多経(円福寺)	南北朝	中洲	市指定	
65		紙本墨書宗源宣旨(下新川神社)	室町	中洲	市指定	
66		木製下新川神社神階篇額	室町	中洲	市指定	
67		木製下新川神社棟札	室町	中洲	市指定	
66		記念物(遺跡)	蛭江神社境内	江戸	河西	市指定
67		埋蔵文化財	益須寺遺跡、益須寺関連遺跡	弥生~鎌倉	吉身	埋文
68		未指定文化財	益須寺遺跡出土品(軒先瓦等)	飛鳥	吉身	未指定
69			中世城郭跡 千代城跡、勝部城跡、安(阿)村城跡、 焰魔堂城跡、古高城跡、守山城跡 浮気城跡、立入城跡、岡館跡 金森城跡、三宅城跡、大林城跡、欲賀城跡、 山賀城跡、杉江城跡、欲賀城畑城跡 矢島御所跡、矢島城跡 小島城跡、播磨田城跡、布施野城跡 木浜城跡、大槻氏城跡、今浜城跡 立花城跡、戸田城跡、小浜城跡、幸津川館跡	中世 (室町~ 安土桃山)	守山 吉身 小津 玉津 河西 速野 中洲	未指定
70		地域資産	延喜式内社および国史見在社 勝部神社 馬路石邊神社 新川神社 小津神社 己爾乃神社 下新川神社	飛鳥~ 飛鳥~ 奈良~ 古墳~ 飛鳥~ 奈良~	守山 吉身 吉身 玉津 速野 中洲	未指定

	種類	名称	時代	地域	指定等
71	地域資産	守山の歴史にまつわる人物ゆかりの文化財 足利義昭と矢島御所 一休和尚ゆかりの少林寺 立入宗継と立入城跡、立入町 藤田伝五と観音寺	室町 室町 室町・安土桃山 室町・安土桃山	玉津 玉津 吉身 速野	未指定 未指定 未指定 未指定

その他：上記以外の仏教美術に関する文化財（未指定文化財（建造物、美術工芸品）、古代寺院に関する遺跡および出土品、古代～中世創建の現存する社寺およびその関連文化財、中世城郭跡の関連文化財（土塁跡、堀跡、城跡の名残を残す地割・地名、関連文書等）

3) 保存と活用の課題および方針

- ・本市に所在する、宗教文化に関わる文化財（建造物、美術工芸品等）は、その多くが各社寺等に所蔵、管理されており、その保存修理の必要性や防災・防犯対策など、個々の文化財の状況に応じた適切な保存管理を、所有者等との連携のもと継続して取り組む必要があります。
- ・本市の宗教的風土に関わる文化財等について、その特徴を一体的に捉えた情報発信や展示公開等の活用が不十分であり、本市の“祈りの歴史文化”に関わる歴史文化の価値や魅力を市民や来訪者等に十分に伝えきれていない状況にあります。

方針

<所有者等と連携した仏教美術品等の把握調査および保存管理の推進>

- ・文化財所有者等と連携し、宗教文化に関わる文化財（建造物、美術工芸品等の仏教美術等）について、未指定文化財を含めた把握調査を進めるとともに、必要に応じた保存修理や防災・防犯対策を講じるなど、文化財の適切な保存管理に務めます。

<“祈りの歴史文化”にまつわるストーリーの発信、普及>

- ・各社寺等に伝来する仏教美術等に関する情報の一体的な発信や展示公開など、本市の歴史文化の特徴の一つである“祈りの歴史文化”にまつわるストーリーを積極的に活用し、多様な視点から本市の歴史文化の価値や魅力を市民等に伝え、その普及を図ります。



(市指定)木造天部形立像
(蛸江神社)



(市指定)木造薬師如来坐像
(慈眼寺)



(国指定)懸所宝塔
(金森御坊)

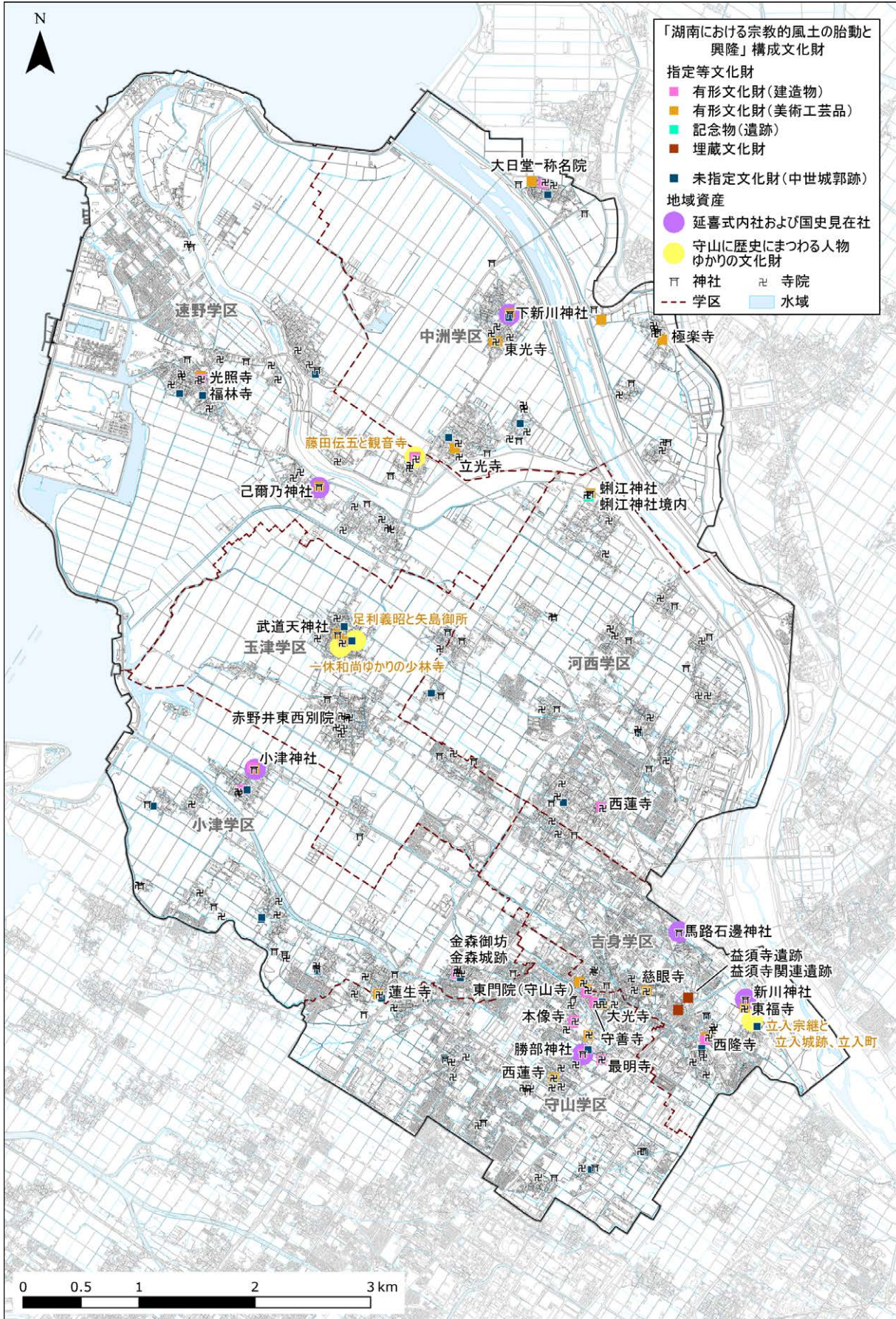


(国指定)小津神社本殿



益須寺遺跡出土品(軒先瓦等)

「湖南における宗教的風土の胎動と興隆」構成文化財および関連施設等分布図



※文化財の範囲が広域にまたがる場合、代表点等の主たる所在地を図示している。

※市内または市外の博物館等に寄託している文化財は、元の所在地情報に基づいて図示している。

(4) 蓮如上人の足跡と真宗文化

1) ストーリー

現在、本市に所在する寺院の多くが、専修念仏を教えとする真宗系の宗派に属しています。慶先寺(山賀町)の初期本尊は、湖南地域における初期真宗の伝播の中心地の一つであり浄土真宗の宗祖・親鸞聖人ゆかりの錦織寺(野洲市木部)より下付されたものと伝わっています。また、本願寺三世覚如上人の長子・存覚は、しばしば木部に滞在し、存覚開基と伝えられる赤野井町の赤野井西別院には、初期真宗の教えを図像化した光明本尊(市指定)が伝来しています。

なお、近江における本格的な真宗の布教拡大は本願寺第七世存如上人の時と考えられ、堅田およびその対岸の野洲・栗太両郡にまで広がり、金森の道西などは京都大谷の本願寺を参詣し、存如上人自身も金森に下向しています。

寛正6年(1465)には、延暦寺の衆徒によって大谷本願寺が破却され、これに伴って本願寺第八世蓮如上人が金森に一時逗留することとなります。これにより、ますます浄土真宗の教えは守山の地に広まり、金森の道西の道場(懸所・惣道場)、中村西道場(矢島西照寺・了西)、山家道場(山賀慶先寺・道乗)、荒見道場(聞光寺・性妙)、三宅惣道場(蓮生寺・了西)、開発中村(蓮光寺・妙実)、赤野井郷(顕証寺・蓮淳)等が本願寺の念仏道場として展開し、蓮如上人と在地有力層が積極的に接近して法縁を深めていきます。その結果、市内には蓮如上人自作と伝わる庭園や箸塚等のゆかりの旧跡も点在しています。

室町時代後期には交通の要衝として、また宗教都市として栄えた寺内町金森は強力な自治を形成し、湖南真宗勢力の拠点として織田信長と対峙します。なおこの金森からは信長の近臣となり、飛騨高山藩の初代藩主ともなった金森長近が青年期まで過ごしたとされています。

なお信長との戦いの際に金森城の出城として機能したとされる三宅城跡に所在する蓮生寺の本堂(県指定)は、元和元年(1615)に再建されたもので、江戸時代初期の真宗寺院の様式や信仰形態を伝える貴重な建造物として、往時の姿をとどめています。

2) 「蓮如上人の足跡と真宗文化」構成文化財

	種類	名称	時代	地域	指定等
1	有形文化財 (建造物)	蓮生寺本堂	江戸	小津	県指定
2	有形文化財 (美術工芸品)	紙本墨書織田信長朱印状	安土桃山	小津	県指定
3		絹本著色筋後光正面阿弥陀如来画像(慶先寺)	室町	小津	市指定
4		絹本著色親鸞聖人御影(慶先寺)	室町	小津	市指定
5		絹本著色光明本尊(赤野井西別院)	室町	玉津	市指定
6		絹本著色大谷本願寺親鸞聖人御影(聞光寺)	室町	玉津	市指定
7	記念物(遺跡)	聞光寺庭園	室町	玉津	市指定
8		蓮生寺境内	江戸	小津	市指定
9	未指定文化財	紙本墨書顕如上人書状(福正寺)	安土桃山	玉津	未指定
10	地域資産	蓮如上人ゆかりの浄土真宗寺院 蓮光寺 西勝寺 徳栄寺 慶先寺 金森御坊、蓮生寺、善立寺 赤野井西別院 赤野井東別院 福正寺、常照寺、専念寺、西照寺、聞光寺 順教寺 浄秀寺、了福寺、正覚寺、今姓寺	奈良～ 奈良～ 室町～ 南北朝～ 室町～ 南北朝～ 安土桃山～ 室町～ 室町～ 室町～	速野 中洲 守山 小津 玉津 河西 速野	未指定

	種類	名称	時代	地域	指定等
11	地域資産	蓮如上人関連旧跡 蓮如池 関伽井、蓮如上人御法難殉教者之廟、蓮如さんの柳(箸塚)、赤野井蓮如堂 蓮如上人賜御歌歌碑		小津 玉津 中洲	未指定
12		守山の歴史にまつわる人物ゆかりの文化財 金森長近と金森町	江戸	小津	未指定

その他：蓮如上人にまつわる伝承（「蓮如の逆さ葺き」、「蓮如さんの雷封じ」、「蓮如さんと葦」等）、寺内町金森に関する文化財（道西坊旧址、土塁跡、寺内町の地割・地名、関連文書・絵図等）、真宗寺院文書

3) 保存と活用の課題および方針

- ・本市に伝来する真宗文化ならびに蓮如上人に関わる文化財等についての調査は、これまで市史編さん事業などの一部の調査にとどまっています。そのため、これら文化財の掘り起こし調査を実施するとともに、その成果を市民等と共有し、保存・活用につなげていくことが求められます。
- ・本市金森町出身の武将「金森長近」に関して、その価値や魅力の掘り起こし、PRが不足しています。

方針	<p><地域等と連携した蓮如上人ゆかり文化財の掘り起こしと情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や市民団体等、文化財の所有者等との連携のもと、蓮如上人ゆかりの文化財（建造物、美術工芸品、伝承・言い伝え等）の掘り起こしを行い、真宗文化の価値や魅力について市民等への積極的な情報発信を行います。
	<p><金森長近および金森町に関する情報の発信、普及></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等と連携し、金森長近と金森町に関する情報発信、普及啓発を図ります。



(県指定)蓮生寺本堂



(市指定)聞光寺庭園



(市指定)絹本著色親鸞聖人御影(慶先寺)

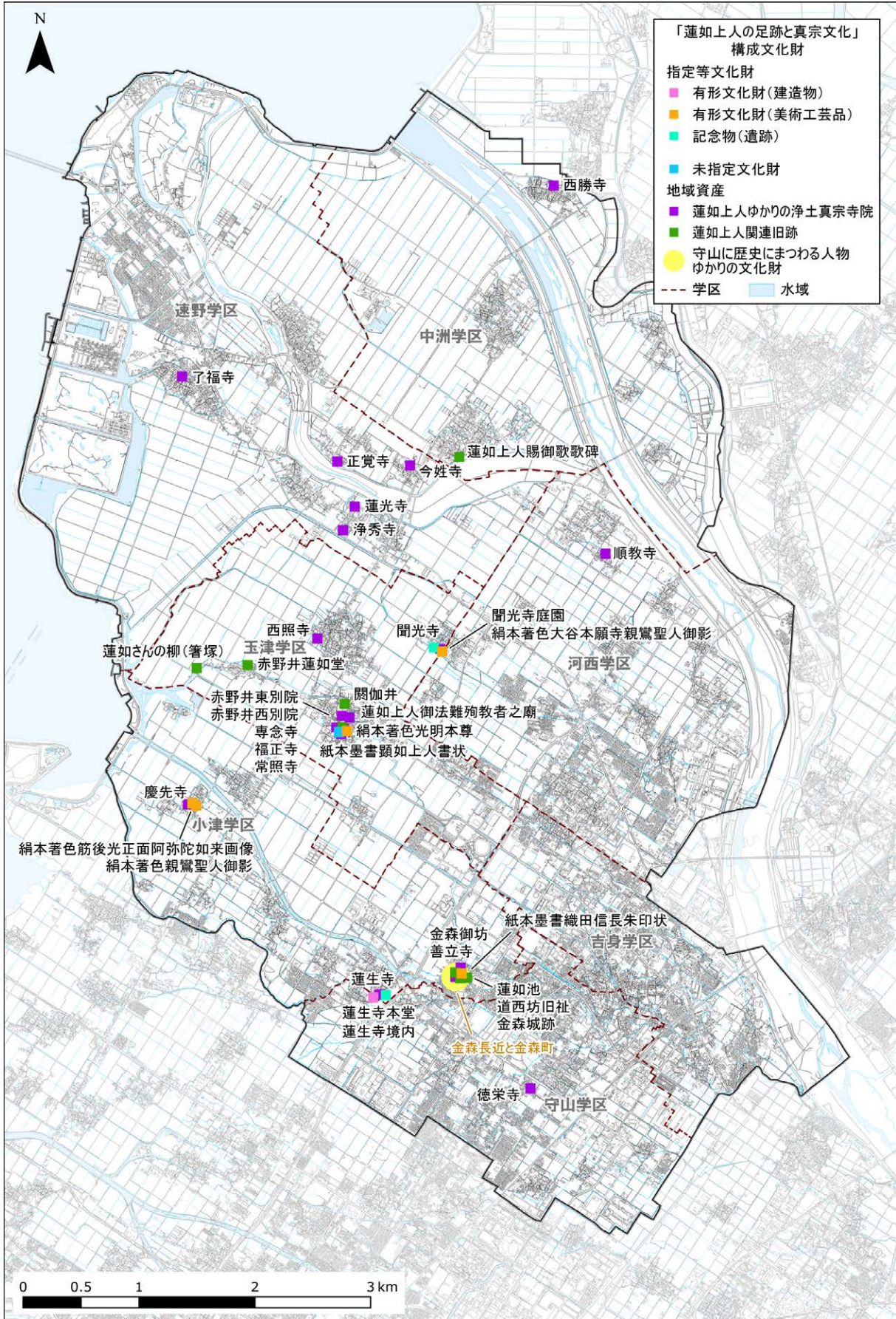


金森御坊



関伽井

「蓮如上人の足跡と真宗文化」構成文化財および関連施設等分布図



※文化財の範囲が広域にまたがる場合、代表点等の主たる所在地を図示している。

※市内または市外の博物館等に寄託している文化財は、元の所在地情報に基づいて図示している。

(5) 湖（うみ）と水と共にある暮らし

1) ストーリー

市域は、『日本書紀』持統天皇七年（693）己亥条の醴泉湧出の記事に代表されるように、古来、清らかな水が湧き出る地、癒しの地と認知され、そこに住まう人々は永くこの豊かな水を利活用し、共生してきました。このため、市内各所には樋門や水車、川端など水利施設やその跡を確認することができます。

これら豊かな水源を支えとして、野洲川デルタに育まれた農村文化が形成され、そのことは史跡大庄屋諏訪家屋敷（市指定）等の個別の文化財からも確認することができます。

さらに明治時代初期には、岡田逸治郎によって馬路石邊神社横から下之郷町、石田町、赤野井町を通過して琵琶湖に注ぐ石田川運河が整備され、内陸の米を大津市へ運ぶ水上交通網を開拓、水運が我々の生活様式だけでなく経済活動にも大きな影響を持っていたといえます。

また、各村落の神社で執り行われる祭礼行事等では、下新川神社のすし切り神事（日本遺産）に代表されるように、湖（うみ）と水との関係を前提とした信仰形態と食文化が現在まで脈々と受け継がれています。

自然史上では、足利義満に献上されたとされる希少種の近江妙蓮が自生しています。また、大正13年（1924）に国の天然記念物第1号に指定されたゲンジボタルの発生地には、一時水環境の悪化により、ほぼホタルの姿がみられなくなりましたが、「ホタルのよみがえるまちづくり事業」により生息環境が復活しました。現在では初夏に、ホタルが飛び交う姿をまちなかで見ることができ、清らかな水と共に市民の暮らしに溶け込んでいます。

2) 「湖（うみ）と水と共にある暮らし」構成文化財

	種類	名称	時代	地域	指定等
1	有形文化財 (美術工芸品)	諏訪家関係資料	江戸	玉津	市指定
2	有形文化財 (建造物)	北川家住宅土蔵	江戸	小津	国登録
3	民俗文化財 (無形)	近江のケンケト祭り長刀振り (小津神社、下新川神社)	時代を定めず	小津・中洲	国指定 ・国選択
4		火まつり(勝部神社)	時代を定めず	守山	県選択
5		火まつり(住吉神社)	時代を定めず	守山	県選択
6		古高の鼓踊り(大將軍神社)	時代を定めず	守山	県選択
7		長刀踊(小津神社)	時代を定めず	小津	県選択
8		長刀踊(下新川神社)	時代を定めず	中洲	県選択
9		豊年踊り(馬路石邊神社)	時代を定めず	吉身	市指定
10	記念物(遺跡)	大庄屋諏訪家屋敷	江戸	玉津	市指定 (日本遺産)
11	記念物(植物)	大日堂の妙蓮およびその池	時代を定めず	河西	県指定
12		オハツキイチョウ(東門院)	時代を定めず	守山	市指定
13		銀木犀(少林寺)	時代を定めず	玉津	市指定
14	未指定文化財	近江のケンケト祭り・長刀振りの鮒ずし切りの神事 (すし切祭り)	時代を定めず	中洲	未指定 (日本遺産)
15		守山の湧水とホタル	時代を定めず	市全域	未指定 (日本遺産)
16		南喜市郎のホタル研究資料(公文書館)	近代以降	守山ほか	未指定
17		守山市民俗資料収蔵庫収蔵品(漁具・農具)	近代以降	小津	未指定

	種類	名称	時代	地域	指定等
18	地域資産	慈眼寺	平安～	吉身	未指定 (日本遺産)
19		湧水および湧水跡、水汲み場 金森湧水公園、矢島湧跡、御蛸池跡、丸坪湧跡、 出湧の碑、市内各所の川戸跡	時代を定めず	市全域	未指定
20		水利施設および水利施設跡 三津川公園、円形分水、樋門(桑ノ木樋門、小浜 樋、幸津川樋)、水車(金森川、みさき自然公園)、 市内各所の水路	時代を定めず	市全域	未指定
21		伝統野菜(矢島かぶら、笠原しょうが等)	時代を定めず	市全域	未指定
22		伝統漁法(エリ漁、刺し網、タツベ漁等)	時代を定めず	速野ほか	未指定
23		食文化(フナずし、にが菜会等)	時代を定めず	速野ほか	未指定
24		水にまつわる伝承、言い伝え (尼ガ池の伝説、帆柱観音、蛸江神社のタニシ、 お満灯籠、愛の方明神)	時代を定めず	市全域	未指定
30		水と関わる貴重な動植物 (ハリヨ、ヘイケボタル、ハマヒルガオ、ヨシ地)	時代を定めず	市全域	未指定
25		守山の歴史にまつわる人物ゆかりの文化財 岡田逸治郎と石田川運河(岡田逸治郎之碑) 田中幸右衛門と播磨田樋(播磨田湯の樋、田中幸 右衛門記念碑) 古高俊太郎と古高町(古高俊太郎碑) 伊能忠敬と光照寺 天保義民・鶴飼彦四郎(天保義民の庄屋宅(矢島 村)、立光寺および鶴飼彦四郎の碑)	近代	吉身・玉津 河西	未指定
			江戸		未指定
			江戸	守山 速野	未指定
	江戸		玉津・中洲		未指定

その他：伝統行事・祭りが執り行われる場(境内地および境内建築、巡行路、御旅所等)、産業(淡水真珠、モリヤマメロン等)、水利用の関連文化財(記念碑・感恩碑、相論に関わる文書等)

◆保存・活用の関連施設等

・大庄屋諏訪家屋敷(玉津)	・ほたるの森資料館(小津)
・火まつり交流館(守山)	・近江妙蓮公園および妙蓮資料館(河西)
・小津神社長刀振り保存館(小津)	・守山市民俗資料収蔵庫(小津)
・さづかわ伝統文化保存会館(中洲)	・県営都市公園びわこ地球市民の森(速野)

3) 保存と活用の課題および方針

- ・伝統行事について、担い手の確保、後継者育成に向けた各種支援とともに、火まつりで用いる菜種柄等材料の安定的な確保など、保存継承のための取り組みを多角的に推進していく必要があります。
- ・日本遺産について、市内外へのPRが不足しており、観光等に十分に活かされていません。
- ・守山のホタル保護のための生育環境保全に継続して取り組む必要があります。
- ・集落の暮らしや生業、伝統文化の維持・継承に向けて、次代を担う子どもたちが、体験教室等を通じて地域の歴史文化に触れる機会を拡充していく必要があります。
- ・本市の農村や暮らし、生業に関わる文化財等について、その掘り起こしや、特徴を一体的に捉えた情報発信等の活用が不十分であり、本市の“水の歴史文化”に関わる歴史文化の価値や魅力を市民や来訪者等に十分に伝えきれていない状況にあります。

＜無形民俗文化財の継承のための情報発信、担い手確保、材料確保等の推進＞

・無形民俗文化財の保存団体や市民団体等と連携し、伝統行事や伝統文化等の魅力を市民等に伝えるとともに、歴史文化の継承のための記録保存および後継者の育成、材料の安定的な確保等につなげていく取り組みを推進します。

＜日本遺産に関する情報発信強化＞

・日本遺産の効果的な活用を図るため、各主体との連携のもと、日本遺産に関する情報発信の強化等を図ります。

＜“水の歴史文化”にまつわるストーリーの発信、普及＞

・農村や暮らし、生業に関する文化財等の情報の一体的な発信や展示公開など、本市の歴史文化を支える“水の歴史文化”にまつわるストーリーを積極的に活用し、多様な視点から本市の歴史文化の価値や魅力を市民等に伝え、その普及を図ります。



(市指定)大庄屋諏訪家屋敷



(県指定)大日堂の妙蓮およびその池



(県選択)火まつり(勝部神社)

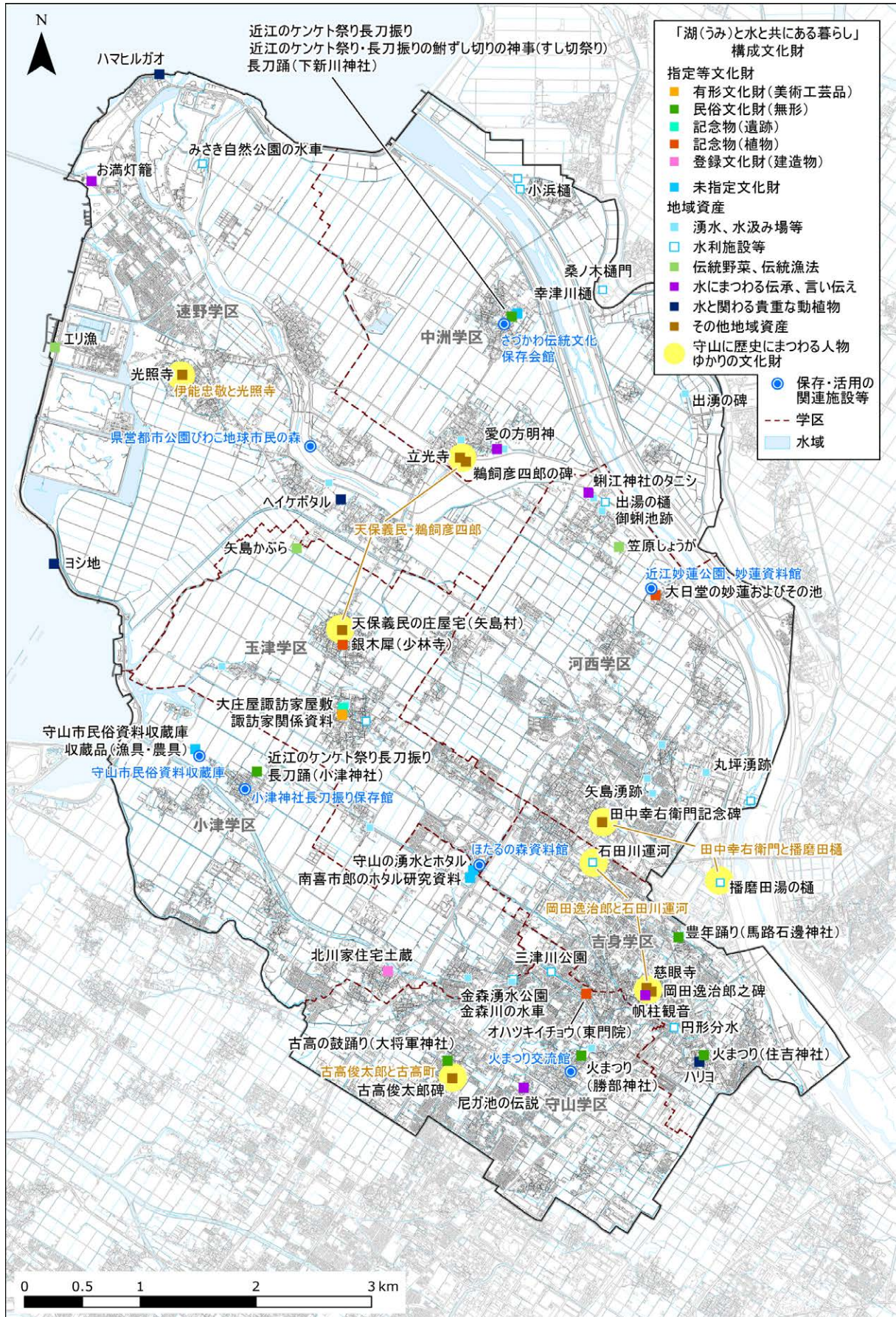


(市指定)豊年踊り(馬路石邊神社)



(日本遺産)近江のケンケト祭り・長刀振りの鮒ずし切りの神事(すし切祭り)(下新川神社)

「湖（うみ）と水と共にある暮らし」構成文化財および関連施設等分布図



※文化財の範囲が広域にまたがる場合、代表点等の主たる所在地を図示している。

※市内または市外の博物館等に寄託している文化財は、元の所在地情報に基づいて図示している。

(6) 野洲川の水害の記憶と改修

1) ストーリー

人々は古くから野洲川がもたらす肥沃な土壌と豊かな水の恩恵にあずかるとともに、天井川であり、暴れ川である野洲川の水害に常に悩まされてきました。

野洲川沿いに所在する蛸江神社には、堤が破れた際、タニシの付着した神輿によって社殿が守られたというおつぶさん伝承が伝わり、立田町には荒れ狂う野洲川を鎮めるためにその身をささげたという愛の方明神の逸話等が伝わっています。

明治時代以降の水害としては、南郷新堰建設のきっかけとなった明治 29 年（1891）9月の台風、笠原堤決壊により 32 名もの犠牲者を出した大正 2 年（1913）10 月の台風、笠原堤と今浜堤が決壊し、多くの家屋が流失するなど甚大な被害をもたらした昭和 28 年（1953）9 月の台風、自衛隊員の殉職者をだした昭和 40 年（1965）9 月の台風など、生々しくそれらの被災の記憶を伝える各種の水害遺産が現存しています。

また、それらの水害を防ぐために築かれた堤や水止め石等が各所に所在し、今もその面影をみることができます。

そして昭和 28 年の甚大な台風被害をきっかけに、野洲川改修の気運が高まり、世紀の大改修工事として昭和 46 年（1971）に着工、昭和 54 年（1979）に新たな野洲川放水路に通水することとなりました。

これにより、大規模水害に対応しうる安心・安全の野洲川として新しく生まれ変わるとともに、改修後の旧南流・旧北流の跡地は、地域開発や農地利用区域として積極的に活用され、現在に至っています。

2) 「野洲川の水害の記憶と改修」構成文化財

	種類	名称	主な時代	地域	指定等
1	地域資産	水害遺産－被災にまつわる遺産 自然災害伝承碑(水災記念碑、洪水標(浄宗寺)、川切れ百周年記念碑(大水口神社)) 供養碑(土手殉死供養碑、城野曹長之碑、殉職者の碑) 新庄の洪水写真 災害にまつわる伝承(川田合村跡、愛の方明神、竜神社、稲荷神社等)	江戸～	主に河西速野中洲	未指定
2		水害遺産－防災にまつわる遺産 六条堤跡 伊賀坊了誓の碑および矢島松齊顕彰碑 川田橋と二重堤防 立入町の内堤防跡 中野樹下神社の大モミジ 水止め石(三宅町、播磨田町、荒見町)	江戸～	玉津 玉津 河西 吉身 速野 小津、河西	未指定
3		水害遺産－野洲川改修にまつわる遺産 野洲川改修・移転記念碑(移転記念碑(川辺)、野洲川改修記念碑(新庄)、通水 15 周年記念碑) 川田の一本松跡および一本松の記念碑 橋跡(列系図橋跡、大川橋跡、天神橋跡、今浜橋跡、乙窪橋跡) 旧野洲川南流河口	近代以降	主に河西速野中洲	未指定

その他：野洲川改修に関する各種記録（図面、報告書、写真、映像等）

◆保存・活用の関連施設等

- ・野洲川記念公園（河西）
- ・野洲川改修記念館（中洲会館）（中洲）
- ・野洲川歴史公園田園空間センター（中洲）

3) 保存と活用の課題および方針

- ・野洲川の水害と改修に関わる文化財等についての市全域を対象とする調査は、これまで市史編さん事業などの一部の調査にとどまっています。そのため、これら文化財の掘り起こし調査を実施するとともに、その成果を市民等と共有し、保存・活用につなげていくことが求められます。

方針

<野洲川の水害と改修に関わる文化財（水害遺産）の掘り起こしと保存管理>

- ・市民団体等、文化財の所有者等との連携のもと、野洲川の水害と改修に関わる文化財（水害遺産）の掘り起こしを行い、その記録保存等の適切な保存管理を図ります。

<野洲川にまつわる歴史文化の発信、普及>

- ・野洲川にまつわる歴史文化の価値や魅力について市民等への積極的な情報発信を行い、その普及を図ります。



洪水標(浄宗寺)



水災記念碑



伊賀坊了誓の碑(専念寺)

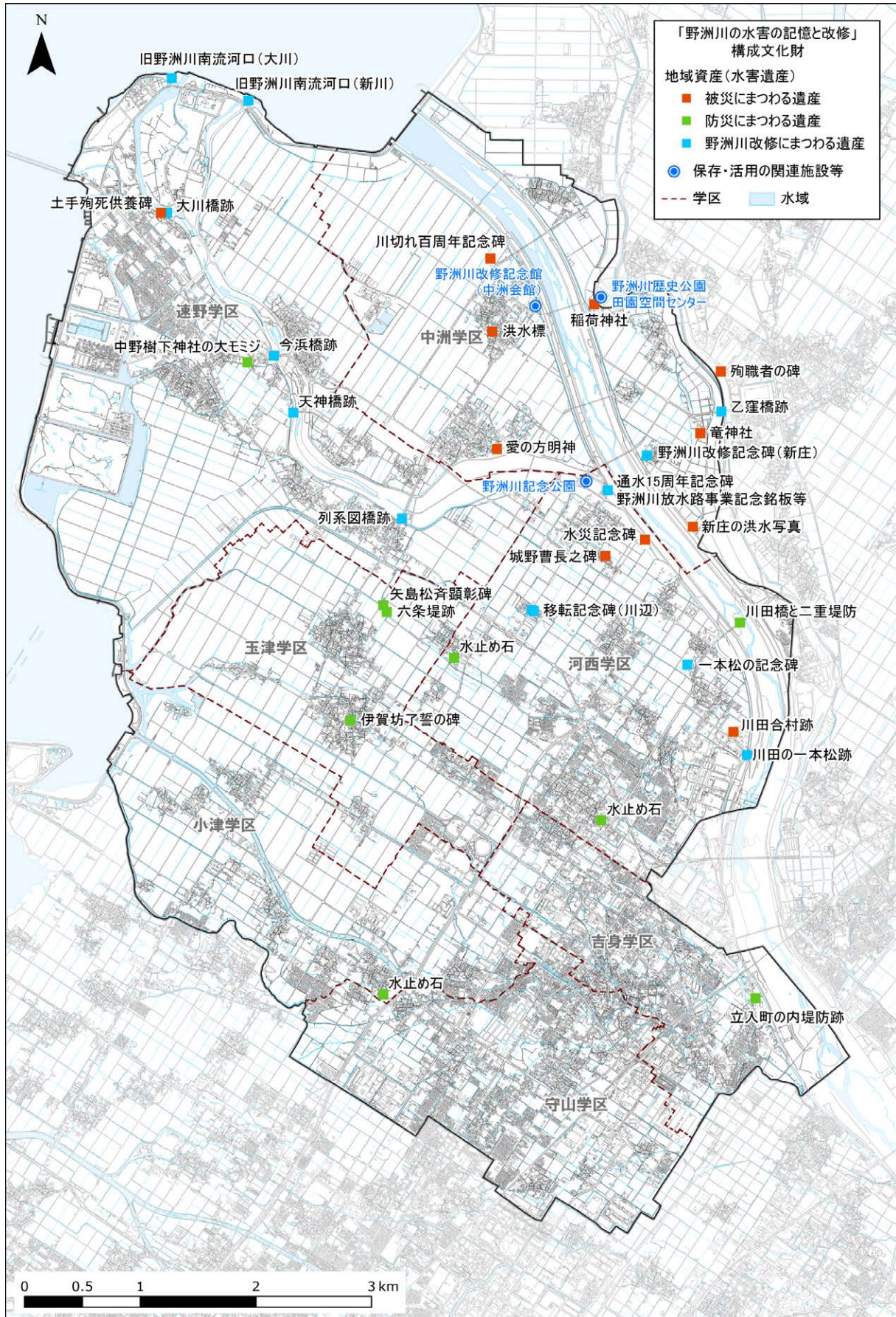


水止め石(荒見町)



列系図橋跡

「野洲川の水害の記憶と改修」構成文化財および関連施設等分布図



※文化財の範囲が広域にまたがる場合、代表点等の主たる所在地を図示している。

※市内または市外の博物館等に寄託している文化財は、元の所在地情報に基づいて図示している。

3. 文化財保存活用区域

3-1. 文化財保存活用区域設定の方針

(1) 文化財保存活用区域の目的

文化財保存活用区域は、『文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域』（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」平成31年（2019）3月、文化庁）として設定します。

本市の文化財保存活用区域は、上記の考え方にに基づき、「文化財の保存・活用を重点的、優先的に推進することで、歴史文化を活かした魅力的な空間の創出や各種まちづくり等の先導的役割を果たすとともに、その効果を市域全体における取り組みへと波及させていくモデルとなる区域」として設定します。

(2) 文化財保存活用区域設定の考え方

文化財保存活用区域は、前項の考え方等を踏まえ、以下の条件を考慮して設定します。

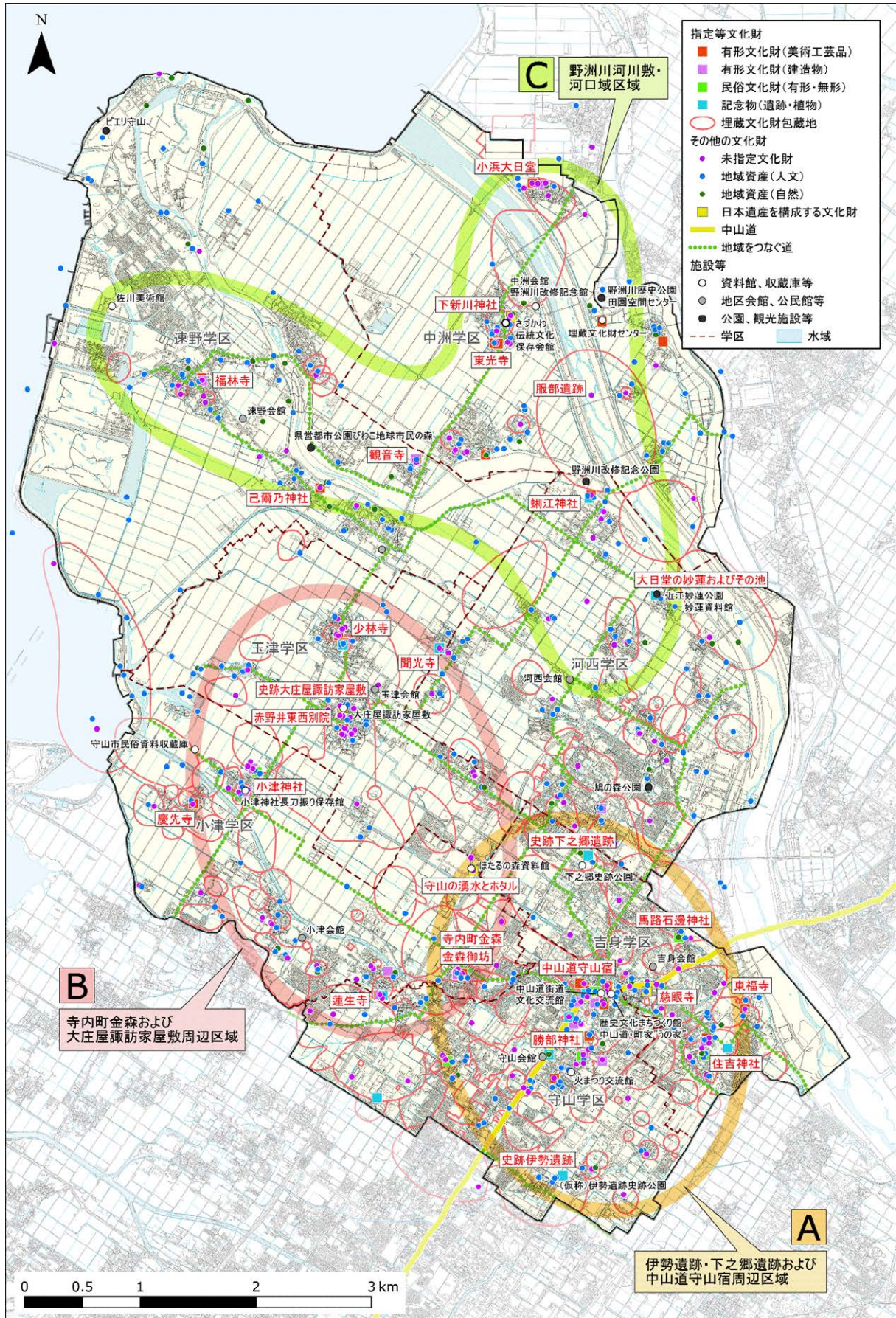
- ・本市の一つないし複数の関連文化財群について、それらを構成する主な文化財が集中して所在している区域であること。
- ・文化財の周辺の環境を含めて、当該文化財を核とした文化的な空間が形成されている、またはその創出が期待される区域であること。
- ・保存・活用を推進するための関連施設等が文化財に近接して所在している、またはそれら施設等の整備に適した区域であること。
- ・地域住民等による歴史文化に関わる取り組みやまちづくり活動が盛んであり、多様な担い手による保存・活用の推進が期待できる区域であること。
- ・既存の各種まちづくり施策や計画区域・エリア等に関連し、それらとの連動や相乗効果による地域の活性化等が期待される区域であること。

3-2. 守山市の文化財保存活用区域

前項の設定の考え方にに基づき、本市の文化財保存活用区域として以下の3区域を設定します。

- A 伊勢遺跡・下之郷遺跡および中山道守山宿周辺区域
- B 寺内町金森および大庄屋諏訪家屋敷周辺区域
- C 野洲川河川敷・河口域区域

守山市の文化財保存活用区域



A 伊勢遺跡・下之郷遺跡および中山道守山宿周辺区域

1) 区域の概要

区域の範囲	史跡下之郷遺跡（国指定）および史跡伊勢遺跡（国指定）、中山道および中山道守山宿を中心に、勝部神社、住吉神社、慈眼寺等を含む区域
主な学区	守山学区、吉身学区
主に関わりがある 関連文化財群	（1）野洲川デルタに芽吹いた農耕文化と古代社会 （2）陸路・水路が交わる交通の要衝と中山道守山宿 （3）湖南における宗教的風土の胎動と興隆 （5）湖（うみ）と水と共にある暮らし
核となる 文化財の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡下之郷遺跡（国指定） ・史跡伊勢遺跡（国指定） ・中山道および中山道守山宿（加宿を含む） ・勝部神社 ・住吉神社 ・馬路石邊神社 ・慈眼寺 ・東福寺 ・ほたるの森資料館（守山の湧水とホタル）
区域内の 関連施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・下之郷史跡公園 ・（仮称）伊勢遺跡史跡公園 ・歴史文化まちづくり館、中山道街道文化交流館 ・ほたるの森資料館 ・火まつり交流館（勝部自治会）、各地区会館（守山、吉身）等

2) 保存と活用の課題および方針

- ・史跡伊勢遺跡（国指定）は、遺跡の規模や価値において本市を代表する文化財の一つであり、区域の文化財の保存・活用の拠点となる機能の発揮が期待されますが、現状は整備中の状態であり、十分な活用が図られていません。
- ・史跡下之郷遺跡（国指定）について、まちづくり等との調整等を行い、その保存・活用を推進していくための方針や計画的な取り組みが明確ではありません。
- ・下之郷史跡公園および（仮称）伊勢遺跡史跡公園について、市民団体等と連携した活用の取り組みを継続・発展していくため、担い手確保や支援等を図る必要があります。
- ・中山道守山宿の沿道の宅地開発や空き家の増加等により、かつての街道筋の風情ある景観が失われつつあります。
- ・区域の文化財をつなぎ、中山道および史跡下之郷遺跡（国指定）、史跡伊勢遺跡（国指定）等を一体とした活用や情報発信が十分に行われていません。

方針	<p>＜（仮称）伊勢遺跡史跡公園の整備推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡伊勢遺跡（国指定）の環境整備を行い、区域の拠点であり、かつ市南部の拠点となる（仮称）伊勢遺跡史跡公園として活用を図ります。
	<p>＜史跡下之郷遺跡の保存活用の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡下之郷遺跡（国指定）の保存・活用の方針となる保存活用計画を策定するとともに、市民団体等と連携した活用の取り組みの拡充を図ります。
	<p>＜中山道守山宿等を活かしたまちづくり、区域の文化財の魅力発信および利用促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山道守山宿に関する文化財の保存・再生、中山道を活用した周遊ルートづくり等を通じた沿道景観の形成、まちの魅力づくりを推進します。 ・史跡下之郷遺跡および史跡伊勢遺跡、中山道守山宿、社寺等を活用し、区域の文化財の価値や魅力についての市民や来訪者等へのPR、利用促進を図ります。

B 寺内町金森および大庄屋諏訪家屋敷周辺区域

1) 区域の概要

区域の範囲	寺内町金森および史跡大庄屋諏訪家屋敷（市指定）を中心に、蓮生寺、小津神社、赤野井東西別院、少林寺等を含む区域
主な学区	小津学区、玉津学区
主に関わりがある関連文化財群	(3) 湖南における宗教的風土の胎動と興隆 (4) 蓮如上人の足跡と真宗文化 (5) 湖（うみ）と水と共にある暮らし
核となる文化財の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・寺内町金森 ・史跡大庄屋諏訪家屋敷（市指定） ・小津神社 ・金森御坊 ・赤野井東西別院 ・蓮生寺 ・少林寺 ・聞光寺 ・慶先寺
区域内の関連施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・大庄屋諏訪家屋敷 ・守山市民俗資料収蔵庫 ・各地区会館（小津、玉津）等

2) 保存と活用の課題および方針

- ・史跡大庄屋諏訪家屋敷（史跡）について、庭園部をはじめとした調査・整備が不十分な箇所が残されています。
- ・大庄屋諏訪家屋敷の整備について、防災対策や修景、駐車場などの便益施設が不足しており、保存・活用両面で十分ではありません。
- ・関連施設となる大庄屋諏訪家屋敷を拠点とした、市民団体等との連携による活用の取り組みを今後発展させていくため、担い手確保や支援等を図る必要があります。
- ・区域を通過する旧街道等が十分に活用されておらず、区域の文化財をつなぐ活用や情報発信が十分に行われていません。

方針	<p>＜大庄屋諏訪家屋敷の保存管理の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡大庄屋諏訪家屋敷（市指定）について、地区を代表する重要な文化財として、掘り下げた調査研究を進めるとともに、その適切な保存および活用・公開のための環境整備を推進します。
	<p>＜大庄屋諏訪家屋敷等を活かしたまちづくり、区域の文化財の魅力発信および利用促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大庄屋諏訪家屋敷を拠点として、市民団体等と連携した活用の取り組みを推進します。 ・寺内町金森および大庄屋諏訪家屋敷、社寺等を活用し、区域の文化財の価値や魅力についての市民や来訪者等へのPR、利用促進を図ります。

C 野洲川河川敷・河口域区域

1) 区域の概要

区域の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・近江妙蓮公園や蛸江神社を中心とした野洲川沿いの区域（河西学区） ・福林寺や己爾乃神社を中心とした旧野洲川南流沿いの区域（速野学区） ・服部遺跡および埋蔵文化財センター、下新川神社を中心とした野洲川沿いの区域（中洲学区）
主な学区	河西学区、速野学区、中洲学区
主に関わりがある関連文化財群	<ul style="list-style-type: none"> （3）湖南における宗教的風土の胎動と興隆 （5）湖（うみ）と水と共にある暮らし （6）野洲川の水害の記憶と改修
核となる文化財の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・服部遺跡 ・己爾乃神社 ・福林寺 ・蛸江神社 ・東光寺 ・小浜大日堂 ・下新川神社 ・観音寺 ・近江妙蓮公園（大日堂の妙蓮およびその池）
区域内の関連施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財センター ・近江妙蓮公園、妙蓮資料館 ・野洲川記念公園、野洲川歴史公園 ・県営都市公園びわこ地球市民の森 ・佐川美術館 ・各地区会館（河西、速野、中洲）等

2) 保存と活用の課題および方針

- ・大日堂の妙蓮およびその池について、生育環境の変化や気候変動などの影響により近江妙蓮の生育状況の悪化が懸念されており、その対策を講じる必要があります。
- ・区域を通過し、各集落を結ぶ旧街道等が十分に活用されておらず、区域の文化財をつなぐ活用や情報発信が十分に行われていません。

方針	<p><近江妙蓮の健全な育成環境の確保、継続></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近江妙蓮（大日堂の妙蓮およびその池）について、地区を代表する重要な文化財として、その健全な育成環境の確保、継続を図ります。
	<p><水害遺産等を活用した区域の文化財の魅力発信および利用促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域に広く分布する野洲川の水害と改修に関わる文化財（水害遺産）や社寺等を活用し、区域の文化財の価値や魅力についての市民や来訪者等へのPR、利用促進を図ります。

4. もりやま文化財ネットワーク

もりやま文化財ネットワークとして、文化財を軸に観光地等とも連携した市内周遊ネットワークを構築するとともに、それを支える地域の担い手同士の支援・協力関係を育てていく担い手ネットワークづくりに取り組みます。

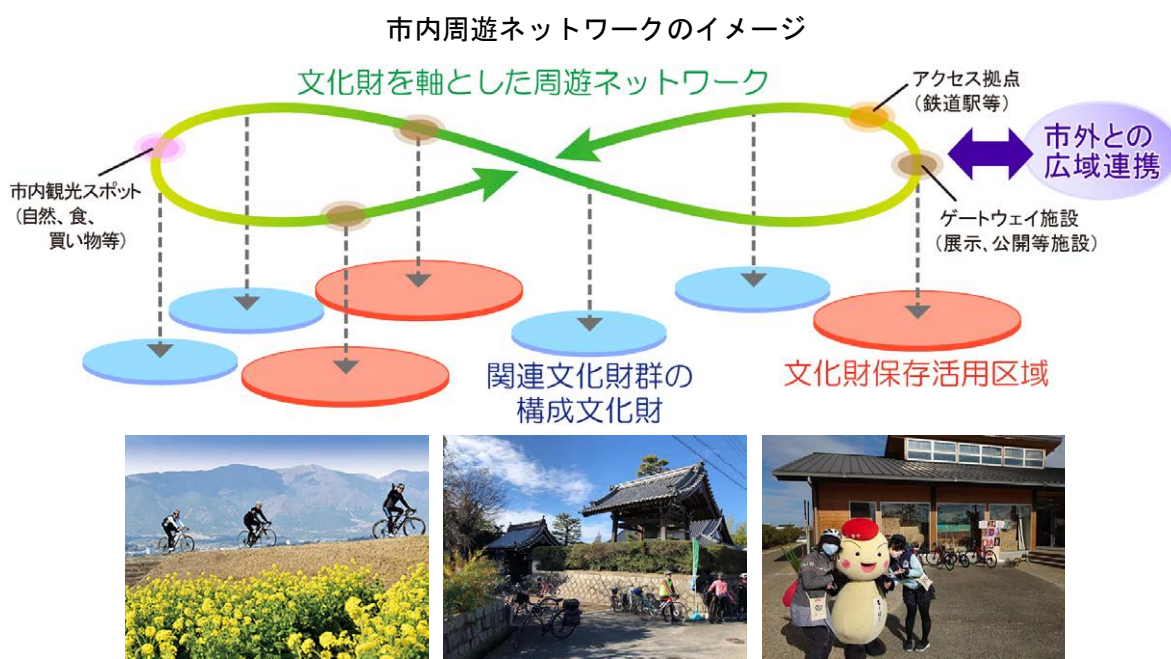
(1) 文化財を軸とした市内周遊ネットワークの整備検討

市民や来訪者が、本市の歴史文化の価値や魅力をより理解し、観光やレクリエーション等の視点から楽しむことができる場や機会を提供するため、文化財を軸に市内各地を巡る周遊ネットワークの整備を検討します。

文化財を軸とした市内周遊ネットワークは、本市の強みである、山が無くフラットな地形であることを活かしたトレッキングやサイクリングコースとして、市域の3つの文化財保存活用区域を結ぶとともに、各所で関連文化財群に関わる文化財等に触れるスポットを設定するなど、本市の歴史文化をまるごと体感できるルート設定を基本とします。

ルート検討にあたっては、中山道および地域をつなぐ道等の旧街道はもとより、ナショナルサイクルルートであるビワイチといった既存のサイクリングコースや河川、水路、緑地なども活用し、多様な魅力あふれる歩行・自転車空間の形成を図ります。また、埋蔵文化財センターをはじめとする既存の展示、公開等施設について、ガイダンス機能等を有し、文化財保存活用区域への導入部となるゲートウェイ施設としての活用を検討します。

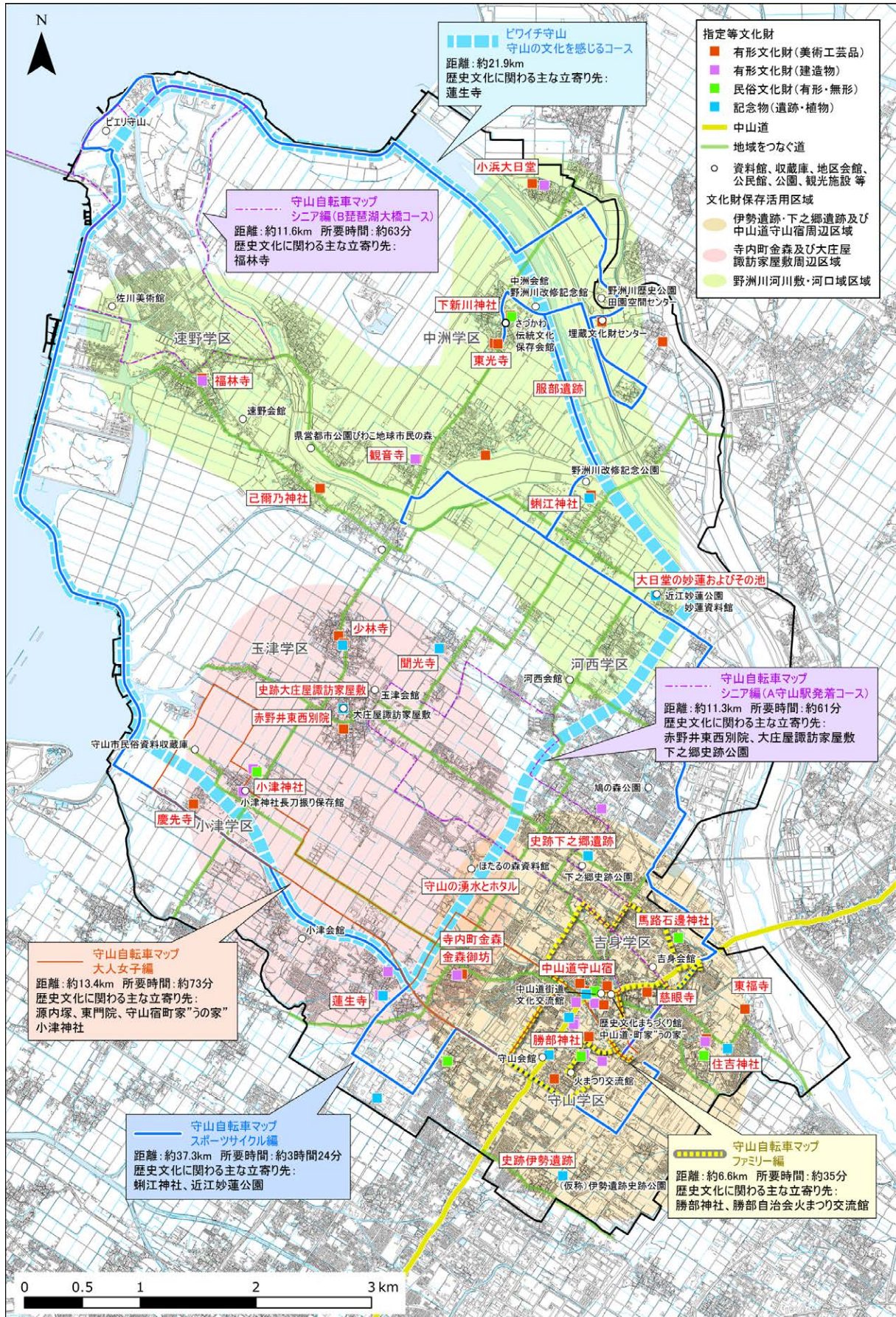
さらに、公園や農産物直売所、大型商業施設など市内各所の様々な施設と連携を図ることで、食や買い物等の魅力も併せ持ち、市内回遊性の向上、さらには県下市町等との広域連携に寄与する観光プランの開発および普及啓発に取り組むとともに、それらを活かしたイベント等の実施を検討します。



<今期計画における措置> 市内周遊コースと連動した観光プランの拡充

- 市内の観光ルートやサイクリングコース等と連動した、文化財を軸とした市内周遊ネットワークの構築を推進します。

守山市の既存サイクリングコースおよび文化財等の分布状況



資料：守山自転車マップ（守山商工会議所）、FUN!!RIDE!!FEELBIWAICHI～Start&Goal MORIYAMA～（守山市）等に基づき作成

(2) 地域の担い手をつなぐ歴史文化ネットワーク体制の構築

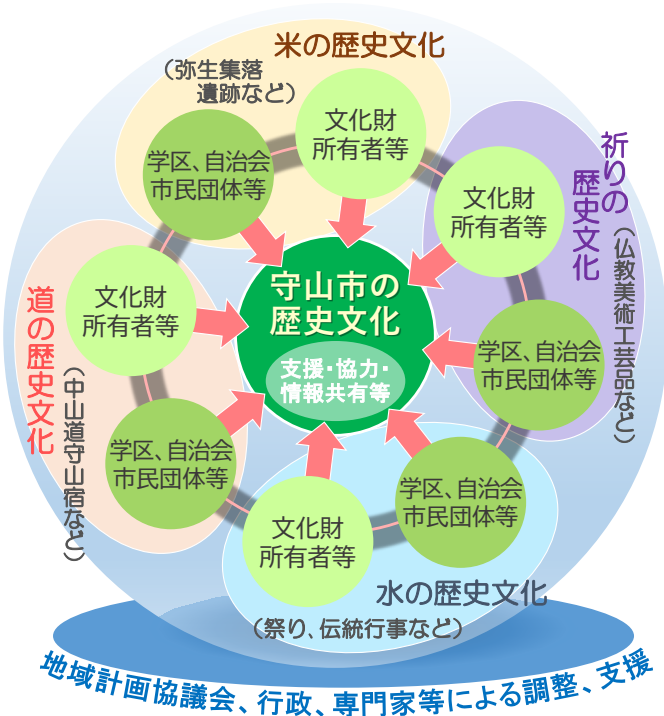
本市の歴史文化に関わる多様な担い手が連携し、情報共有や意見交換、相互支援や協力の取り組みを進めるため、地域の担い手をつなぎ、関係を育てていく歴史文化ネットワーク体制の構築を目指します。

歴史文化と共生するまちづくりを効果的に推進していくにあたっては、文化財の所有者等をはじめ、学区や自治会、市民団体等の本市の歴史文化に関わる多様な担い手が、自らの関わり方や役割を認識し、課題等の解決に向けて能動的に行動していくためのきっかけや仕掛けづくりが重要となります。

そのために、担い手が抱える課題や活動に関する情報共有や意見交換等を行える場や機会を設けるとともに、各々が持つ資源や知識、ノウハウを活かす相互支援の取り組みや、課題を共有する者同士が協力しながら取り組みを進めることができるよう、地域の担い手をつなぐ歴史文化ネットワーク体制の構築を推進します。

本市では、先行する取り組みとして勝部・幸津川両自治会における火まつりの保存継承のための材料確保に関する協定が図られています。本計画推進の中核をなす「守山市文化財保存活用地域計画協議会」および行政、専門家等は、これら先行の取り組みの全市的な展開を視野にいれ、地域の担い手によるネットワークづくりに向けた積極的な調整、支援を図ります。

地域の担い手をつなぐ 歴史文化ネットワーク体制のイメージ

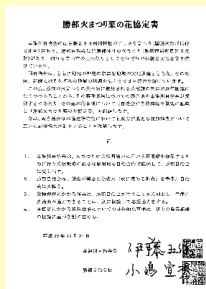


<今期計画における措置> 多様な担い手との歴史文化ネットワーク体制の構築

- ・地域および市民団体等、所有者等の担い手が連携し、情報共有や意見交換、相互支援や協力の取り組みを進めるための担い手をつなぎ、関係を育てていく歴史文化ネットワーク体制の構築を推進します。

先行の取り組み『勝部火まつり菜の花協定』（勝部自治会・幸津川自治会）

勝部では、伝統行事を引き継いでいる幸津川・勝部の両自治会が応援しあおうと平成 29 年（2017）に協定を結びました。これは、火まつりの松明に使用する菜種殻を確保するために、幸津川自治会が菜種栽培に必要な農地を確保し、勝部自治会に貸し出すというものです。また、勝部営農クラブの手ほどきを受け、守山小学校の 3 年生が苗植えを、4 年生が刈取り、菜種もみを行って、守山南中学校生もボランティアで菜種殻づくりを手伝うなど、担い手の裾野の拡大に取り組んでいます。



勝部火まつり菜の花協定書と種穀作業

資料：勝部自治会

第6章 文化財の保存と活用に関する措置

1. 措置の考え方

本市の歴史文化の特徴、文化財の保存と活用に関する課題と方針を踏まえ、保存と活用に関する将来像の実現を目指し、本計画の計画期間である今後10年間で実施する措置（取り組み）を以下の通り設定します。

下図に示す保存と活用の3つの基本目標に対応するそれぞれの方針（①-1～③-2）について、本市の文化財全般を対象とした措置を講じるとともに、“文化財でつなぐ、守山”に関わる個別の措置を講じます。

また、これらの計画期間内に取り組む措置のうち、保存のため緊急性を要するもの、観光や地域振興など他分野と関連し取り組みの相乗効果等が期待できるもの、保存・活用を今後推進していくための土台づくりに資するもの等について、今期計画における重点的措置と位置づけます。

措置の取り組み期間として、「短期」は1～4年目、「中期」は5～7年目、「長期」は8～10年目と設定します。

取り組み主体のうち、「行政」は本市文化財保護課および関連部局、滋賀県・近隣自治体等も含めた広域行政を示します。「地域」は、当該地域住民とともに、学区および自治会を示します。

「市民団体等」は、NPOや観光ボランティアを含む、歴史・環境・まちづくり等に関わる各種団体を示します。「所有者等」は、文化財の所有者および管理者を示します。「民間」は市内の民間施設および指定管理者等を示します。「専門家」は大学等研究機関に所属する研究者等を示します。

財源の「市費」は市の単費、「国・県補助」は国の各種補助金（文化庁補助金・地方創生推進交付金等）および県の各種補助金、「団体費等」は団体や文化財所有者等による事業費等を示します。

保存と活用に関する将来像、基本目標および方針（再掲）

【将来像】豊かな歴史文化と共生するまち ふるさと守山づくり



2. 文化財の保存と活用に関する措置

2-1. 文化財全体に関する措置

(1) 基本目標①〔基盤づくり〕に関する措置

1) 方針①-1 把握調査

総合的かつ計画的な歴史文化の把握を市民等とともに進め、後世へと記録するため、以下の措置を講じます。

◆今期計画の重点的措置

No	1-03	未指定文化財を含む美術工芸品や民俗文化財等の把握調査					
既存／新規	既存拡充						
事業概要	市内の社寺等に伝来する美術工芸品をはじめ、地域に存する民俗資料や伝統行事等を指定の有無に限らず調査し、記録保存につとめます。						
事業目標	行政および専門家、文化財所有者、民間、市民団体等が連携して事業に参画し、その成果を共有することで、持続可能な調査体制を構築します。 把握された重要な一部の文化財については、指定等文化財の候補として洗い出しを行います。 新型コロナウイルス（COVID-19）感染症等を想定した「新しい生活様式」に対応した伝統行事の継承や担い手育成のための記録保存。						
取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	△	市民団体等	○	
	所有者等	○	民間	○	専門家	○	
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	調査計画の作成、第一期調査の実施（把握調査）					
	中期	第一期調査とりまとめ、第二期調査の実施（把握調査・詳細調査）					
	長期	第二期調査とりまとめ、第三期調査の実施（把握調査・詳細調査）					
財源	市費、国・県補助						

No	1-04	市内文化財データベースの構築・更新					
既存／新規	既存拡充						
事業概要	散在する各分野の調査成果（報告書等）を紙媒体にて収集・保管につとめるとともに、各種情報のデジタル化を行い、一元的なデータベースの構築・更新を推進します。						
事業目標	市民からの問い合わせや各種事業での活用を想定した、柔軟的かつ横断的なデータベースの構築。						
取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	△	市民団体等	△	
	所有者等	△	民間	○	専門家	○	
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	調査成果等の収集整理、データベースフォーマットの検討等					
	中期	調査成果等のデジタル化、データベース構築・更新					
	長期						
財源	市費、国・県補助						

◆その他措置一覧

No	既存／新規	事業名 事業概要等	取組主体※1					取組期間			財源	
			行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4 年目	中期 5～7 年目		長期 8～10 年目
1-01	既存 継続	市内遺跡発掘調査 市内 150 箇所のにぼる埋蔵文化財包蔵地について、開発等に伴う発掘調査や記録保存等を継続して行い、本市の埋蔵文化財の保護ならびに歴史文化の解明に務めます。	◎	△		△	△	○	←	→	→	市費 国・県補助 団体費等
1-05	既存 拡充	市民団体等との連携による地域の歴史文化の掘り起こし調査、聞き取り調査 市内道標調査や地域の伝承調査など、市民団体等が行う地域の文化財調査を推進、支援します。	○		◎	○		○		←	→	市費 国・県補助 団体費等
1-07	既存 継続	守山市町史等刊行事業費補助金制度等による自治会、市民団体等への支援 自治会や市民団体が主体となり取り組む地域史等の編さんの支援を継続的に行います。	○	◎	◎			○	←	→	→	市費 団体費等
1-08	既存 継続	図書館・公文書館等での郷土資料の収集・公開等 図書館および公文書館等にて郷土資料を収集、整理、保存し、公開による本市の歴史文化に関する周知啓発を行います。	◎	△	△	△		○	←	→	→	市費

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

2) 方針①-2 保存管理

文化財の保存および管理の維持・支援を進めるとともに、必要な環境を整えるため、以下の措置を講じます。

◆措置一覧

No	既存／新規	事業名 事業概要等	取組主体※1					取組期間			財源	
			行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4 年目	中期 5～7 年目		長期 8～10 年目
1-09	既存 継続	守山市文化財保護審議会の開催 本市の文化財行政全般に関わる専門家の諮問機関として、文化財の指定や保存・活用に関する事項等の審議を行います。	◎					○	←	→	→	市費
1-10	既存 継続	新たな文化財の指定等 保存・活用のため新たに指定等が必要と判断される文化財について、国・県指定等に向けた詳細調査の実施や、審議会の諮問結果を受けて指定等（市指定）の措置を講じます。	◎			△		○	←	→	→	市費 国・県補助
1-11	既存 継続	指定等文化財の保存修理 所有者等が行う保存修理等に対して、必要な支援を行い、その適切な保存・活用に務めます。	○			◎		○	←	→	→	市費 国・県補助 団体費等
1-12	既存 拡充	埋蔵文化財センターの機能強化 老朽化が進む埋蔵文化財センターの改修とともに、市内の文化財収蔵・保管・整理の拠点としての機能強化を図ります。	◎					○		←	→	市費 国・県補助

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

(つづき)

No	既存／新規	事業名 事業概要等	取組主体※1					取組期間			財源	
			行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4 年目	中期 5～7 年目		長期 8～10 年目
1-21	既存 継続	各種補助制度等を活用した文化財所有者への継続的な支援 指定等文化財の所有者等に対して国・県・市ならびに団体等のそれぞれの補助制度を適切に把握し、継続的に支援します。	◎			○			←	→	→	市費 国・県補助 団体費等

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力をを行う △：取組に理解を得る

3) 方針①-3 防災・防犯

文化財の防災・防犯対策等を継続的に推進していくため、以下の措置を講じます。

◆今期計画の重点的措置

No	1-22	文化財ハザードマップの作成および周知					
既存／新規		新規					
事業概要		守山市防災マップをベースに、本市の文化財に関わる災害危険箇所等を示す「文化財ハザードマップ」を作成します。					
事業目標		作成した成果物を文化財所有者等へ配布し、災害対応への意識向上につなげます。					
取組主体	◎：主体として取り組む ○：連携、協力をを行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	△	市民団体等	
		所有者等	△	民間		専門家	◎
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	「文化財ハザードマップ」の作成、周知・共有					
	中期	←					
	長期	→					
財源		市費					

No	1-23	災害対策マニュアルの作成					
既存／新規		新規					
事業概要		指定等文化財を中心に、災害発生時において、文化財の保護等の処置を誰がどのように行うか等を記載した文化財の種類別の災害対策マニュアルを作成し、公表します。					
事業目標		作成した成果物を文化財所有者等へ配布し、災害対応への意識向上につなげます。					
取組主体	◎：主体として取り組む ○：連携、協力をを行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	△	市民団体等	
		所有者等	△	民間		専門家	○
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	←					
	中期	災害対策マニュアル（美術工芸品編）の作成、公表					
	長期	災害対策マニュアル（建造物編）の作成、公表					
財源		市費					

◆その他措置一覧

No	既存／新規	事業名 事業概要等	取組主体※1					取組期間			財源	
			行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4 年目	中期 5～7 年目		長期 8～10 年目
1-24	既存 継続	防災・防犯設備の改修、設置への支援 文化財を災害等から守るため、所有者等に対して、防災・防犯設備の改修、設置等に係る補助金を交付し、その保存に務めます。	◎			○				←	→	市費 国・県補助 団体費等
1-25	既存 継続	文化財防災・防犯の継続的な啓発、訓練の実施 文化財防火デー等にちなんだ予防査察や消防総合訓練等を行政（市役所、消防署）と市民（地域、文化財所有者等）が連携して継続的に実施し、文化財の防災・防犯意識の向上を図ります。	◎	○		○				←	→	市費

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

(2) 基本目標②「地域づくり」に関する措置

1) 方針②-1 情報発信

守山の歴史文化の価値や魅力を市民等に正しく伝えるための発信力の強化、多様化を図るため、以下の措置を講じます。

◆措置一覧

No	既存／新規	事業名 事業概要等	取組主体※1					取組期間			財源
			行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4 年目	中期 5～7 年目	
2-01	新規	文化財保護への理解を深める普及啓発事業の開催 文化財の特性や脆弱性を認識し、その保護の必要性を理解してもらうため、文化財修理の公開や報告等の情報発信を推進します。	◎			○	○		←	→	市費
2-02	既存 拡充	守山ならではの特色ある文化財講座やシンポジウム等の開講、実施 市が開催する各種講座やシンポジウム等において、関連文化財群のストーリーなどを活用し、多様な視点から本市の歴史文化の魅力を発信します。	◎	△	○	△	○	←	→	→	市費
2-03	既存 継続	つがやま市民教養文化講座の開催 「ふるさとの風土と歴史」をテーマに（一社）守山野洲市民交流プラザの福祉文化事業の一環として開催される本講座を継続的に行います。					◎	○	←	→	団体費等
2-06	既存 拡充	ホームページ、SNS等による歴史文化情報発信の拡充・強化 市民や来訪者が本市の歴史文化についての理解を深め、実際の来訪や周遊につながるよう、ホームページやSNSを通じた歴史文化情報の発信を行います。	◎	○	◎	○		←	→	→	市費 国・県補助
2-07	既存 継続	守山ゆかりの人物・金森長近の普及啓発ならびに関係市町村との交流推進 金森出身の戦国武将・金森長近に関する冊子等を刊行し、その普及啓発を図るとともに、ゆかりの市町村との交流を推進します。	◎	△	◎	△	○	←	→	→	市費 団体費等
2-08	新規	図書館・公文書館等を活用した展示公開等の普及啓発事業 図書館および公文書館等の展示スペース等を活用した、歴史文化に関わる様々な展示公開等を企画し、市民等への情報発信、普及啓発に取り組みます。	◎	△		△	○		←	→	市費

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

2) 方針②-2 活用

守山ならではの歴史文化を、生活文化の向上や観光振興、地域振興などまちづくりに活かし、地域活性化に寄与するため、以下の措置を講じます。

◆措置一覧

No	既存／新規	事業名 事業概要等	取組主体※1					取組期間			財源		
			行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4 年目	中期 5～7 年目		長期 8～10 年目	
2-10	新規	最新技術を活用した魅力発信方法の検討 文化財関連施設等において、VR・ARによる体験型の文化財の公開展示など、最新技術を活用した歴史文化の魅力発信方法を検討します。	◎		○				○	←	→	→	市費 国・県補助
2-11	既存 拡充	文化財の説明板の改修・増設、多言語化 市内各所の文化財の説明板の改修・増設、多言語化を推進します。	◎	△		△				←	→	→	市費 国・県補助
2-12	既存 拡充	既存の文化財関連施設の役割明確化。一体的な整備と活用 市内に所在する文化財関連施設について、それぞれの保存・活用に関わる役割を整理、明確化した上で一体的な整備と活用を図ります。	◎	○	○				◎	←	→	→	市費 国・県補助
2-16	既存 拡充	守山まるごと活性化プラン等の取り組みの活用と連携 各学区が主体となり進める地域づくりと連携し、文化財の保存・活用を地域とともに進めていくための支援等を行います。	○	◎						←	→	→	市費
2-19	既存 継続	埋蔵文化財センター普及啓発事業 服部遺跡をはじめ、守山に所在する数多くの貴重な遺跡や発掘された遺物を、実物の展示公開や講演会を通して、本市の歴史文化の普及啓発に努めます。	◎						○	←	→	→	市費 国・県補助
2-20	新規	民間団体との連携強化 連携協力協定を結ぶ佐川美術館等の民間団体とより一層連携を深め、市内文化財の保存活用に関する取り組みを検討します。	◎						○	←	→	→	市費 国・県補助 団体費等
2-21	既存 拡充	市内の空き家対策に関する計画推進 空き家対策事業と連動し、市内の古民家や町家等の現況を適切に把握するとともに、有効活用等の対策を検討します。	◎							←	→	→	市費 国・県補助

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

(3) 基本目標③ [人づくり] に関する措置

1) 方針③-1 担い手

市民等が歴史文化に愛着と誇りを持つ機会や場を展開し、保存と活用に連携して取り組む仕組みを構築すべく、以下の措置を講じます。

◆ 今期計画の重点的措置

No	3-06	体験学習等を通じた担い手育成					
既存／新規		既存継続					
事業概要		大庄屋諏訪家屋敷や下之郷史跡公園等における体験学習やイベント等を通して、市民等の担い手を育成します。					
事業目標		体験学習等の機会を通じて、歴史文化を学び、地域を大切にするアイデンティティーを醸成し、各文化財の保存・活用に長期的に携わる人材の育成につなげていきます。					
取組主体	◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	△	市民団体等	○
		所有者等		民間	◎	専門家	○
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	体験学習、イベント等の実施 (大庄屋諏訪家屋敷、下之郷史跡公園等)					
	中期	体験学習、イベント等の実施 (大庄屋諏訪家屋敷、下之郷史跡公園、伊勢遺跡遺構展示施設等)					
	長期						
財源		市費、国・県補助					

◆ その他措置一覧

No	既存／新規	事業名 事業概要等	取組主体※1					取組期間			財源	
			行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4年目	中期 5～7年目		長期 8～10年目
3-02	既存継続	学校現場における文化財を教材とする取り組み推進 歴史教材や現地学習を通して郷土の歴史文化に触れる機会を継続的に創出します。	◎	○	○	○				←	→	市費
3-04	既存継続	市民団体等との連携による担い手の育成 市民団体等と連携し、文化財の所有者や伝統行事の主催者等と地域住民や子どもたちとの交流の機会を創出し、地域の歴史文化を将来に継承するための担い手を育成します。	◎	○	○	○				←	→	市費 国・県補助
3-08	既存継続	ボランティアガイドの育成および組織強化 行政とボランティア観光ガイド協会とが連携し、ボランティアガイドの育成および増員、多言語対応スタッフの確保等に向けた対策の実施および必要な支援を行います。	○		◎					←	→	市費 団体費等
3-09	既存拡充	(再掲)未指定文化財を含む美術工芸品や民俗文化財等の把握調査	◎	△	○	○	○			←	→	市費 国・県補助
3-10	新規	(再掲)民間団体との連携強化	◎							←	→	市費 国・県補助

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

2) 方針③-2 組織・体制

文化財の保存と活用の取り組みを着実に推進するための組織や体制、支援の仕組みを整えるため、以下の措置を講じます。

◆今期計画の重点的措置

No	3-13	守山市文化財保存活用地域計画協議会等の設置・運営					
既存／新規		新規					
事業概要		文化財保存活用地域計画の実施に係る協議や調整、進捗管理等を行う場として、行政および地域、文化財所有者、専門家等で組織する守山市文化財保存活用地域計画協議会を設置・運営します。					
事業目標		連携強化による新たな事業の創出。文化財によるまちづくりの検討。 円滑な事業展開。適切な進捗管理。					
取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	○	市民団体等	○	
	所有者等	○	民間	○	専門家	○	
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	協議会の設置・運営（毎年の進捗管理等）					
	中期	協議会の設置・運営（毎年の進捗管理、中間見直し等）					
	長期	協議会の設置・運営（毎年の進捗管理、次期計画の検討等）					
財源		市費、国・県補助					

◆その他措置一覧

No	既存／新規	事業名 事業概要等	取組主体※1						取組期間			財源
			行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4年目	中期 5～7年目	長期 8～10年目	
3-11	既存 拡充	文化財専門職員の拡充・人材確保 文化財の保存・活用を担う専門職員の計画的な雇用を検討します。	◎						←	→	→	市費
3-12	既存 拡充	財源確保のための取り組み推進 文化財の保存・活用のための財源確保に向けて、各種補助金制度の研究、さらにふるさと納税やクラウドファンディングの活用等、新たな財源確保の取り組みについても推進します。	◎						←	→	→	市費 国・県補助
3-14	既存 拡充	横断的な庁内体制の構築 文化財の保存・活用の取り組みを全庁的に推進すべく、文化財保護課および関係部署を交えた、庁内横断的な推進体制を構築します。	◎						←	→	→	市費
3-15	新規	文化財保存活用支援団体認定の検討 多様な主体による文化財の保存・活用の取り組みを推進するため、必要に応じて、文化財保護法第192条の2に定める「文化財保存活用支援団体」の認定を検討します。	◎								↔	市費 国・県補助

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

2-2. “文化財でつなぐ、守山”に関する措置

(1) 関連文化財群

1) 野洲川デルタに芽吹いた農耕文化と古代社会

◆措置一覧

No	既存／新規	方針	事業名 事業概要等	取組主体※1						取組期間			財源
				行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1~4 年目	中期 5~7 年目	長期 8~10 年目	
1-02	既存 継続	①-1 把握調査	下之郷・伊勢遺跡の確認調査 国史跡である下之郷・伊勢遺跡について、史跡整備や開発行為等に伴う確認調査を随時実施して、我が国の弥生時代の究明に務めます。	◎	△		△	△	○	←	→	→	市費 国・県補助

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力をを行う △：取組に理解を得る

2) 陸路・水路が交わる交通の要衝と中山道守山宿

◆措置一覧

No	既存／新規	方針	事業名 事業概要等	取組主体※1						取組期間			財源
				行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1~4 年目	中期 5~7 年目	長期 8~10 年目	
1-16	新規	①-2 保存管理	中山道関連文化財群の新たな保存管理の検討 山本正右衛門家住宅（市指定）をはじめ中山道の歴史的価値を構成する各種文化財について、新たな保存管理のあり方について検討を進めます。	◎	○		◎		○			↔	市費 国・県補助

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力をを行う △：取組に理解を得る

3) 湖南における宗教的風土の胎動と興隆

◆措置一覧

No	既存／新規	方針	事業名 事業概要等	取組主体※1						取組期間			財源
				行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1~4 年目	中期 5~7 年目	長期 8~10 年目	
2-04	新規	②-1 情報発信	守山の宗教文化に関する情報発信 本市の指定等文化財の多くを占める宗教文化に関する文化財について、ホームページや刊行物等による情報発信を行います。	◎	△		△		○			↔	市費

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力をを行う △：取組に理解を得る

4) 蓮如上人の足跡と真宗文化

◆措置一覧

No	既存／新規	方針	事業名 事業概要等	取組主体※1					取組期間			財源	
				行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4 年目	中期 5～7 年目		長期 8～10 年目
2-05	新規	②-1 情報発信	真宗文化の再発見と情報発信 地域や市民団体等と連携しながら、蓮如上人ゆかりの守山を再発見し、その魅力について積極的な情報発信を行います。	◎	○	○	○		○			↔	市費

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

5) 湖（うみ）と水と共にある暮らし

◆今期計画の重点的措置

(方針) ①-2 保存管理

No	1-13	伝統行事に必要な材料確保					
既存／新規		既存継続					
事業概要		勝部の火まつりに使用する菜種栽培など、伝統行事に必要な材料の安定的な確保・供給のために地域や文化財所有者等が連携し取り組む活動について、行政が積極的に支援します。					
事業目標		確実な伝統行事の継承。					
取組主体	◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	○	地域	◎	市民団体等	
		所有者等	◎	民間		専門家	
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	無形民俗文化財保存団体等の継承活動への支援 (指定文化財補助制度等の活用)					
	中期						
	長期						
財源		市費、団体費等					

(方針) ③-1 担い手

No	3-05	伝統文化親子教室の実施、補助事業を活用した無形の民俗文化財への支援					
既存／新規		既存継続					
事業概要		市民団体や保存団体等は伝統文化を伝える教室等を継続的に開催し、行政はその活動を積極的にサポートします。また無形民俗文化財の保存団体等の継承にかかる積極的な活動に対しても、行政は各種補助制度を適正に運用して支援します。					
事業目標		確実な伝統行事の継承と担い手育成。					
取組主体	◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	○	地域	△	市民団体等	◎
		所有者等	◎	民間		専門家	
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	継続的な各種教室の開催と伝統文化親子教室事業の活用 無形民俗文化財保存団体等の継承活動と地域文化財総合活用 推進事業や指定文化財補助制度等の活用					
	中期						
	長期						
財源		市費、国・県補助、団体費等					

◆その他措置一覧

No	既存／新規	方針	事業名 事業概要等	取組主体※1						取組期間			財源	
				行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4 年目	中期 5～7 年目	長期 8～10 年目		
1-20	既存 継続	①-2 保存管理	ホタルの保護と生息区域の拡大 保護区域における水辺環境の保全に努めるとともに飛翔地の調査を進め、ホタルが生息しやすい環境について詳細な分析を行います。 また拠点施設であるほたるの森資料館では、飼育・研究を行うとともに、環境学習の場、情報発信の場として機能強化を行っていきます。		◎	○					↔			市費
2-17	既存 継続	②-2 活用	日本遺産のPR拡充 守山市の日本遺産について、県ならびに関係市町と連携しつつ、ホームページやSNS、パンフレット等による情報発信を継続的にを行います。		◎			○	○		←	→		市費 国・県補助
3-03	既存 拡充	③-1 担い手	学校給食での地域の食文化にかかる取り組み推進 学校給食を通じて、地域の産物や食文化、さらに食に関する歴史等を学び、尊重する心を養います。		◎	○	○		○		←	→		市費
3-07	新規	③-1 担い手	伝統行事等の魅力を伝えるPR活動 無形民俗文化財の保存団体と連携し、各種伝統行事の魅力を市民等に伝え、後継者育成につなげるためのPR活動を推進します。		○	△	◎	◎			←	→		市費 国・県補助

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

6) 野洲川の水害の記憶と改修

◆措置一覧

No	既存／新規	方針	事業名 事業概要等	取組主体※1						取組期間			財源	
				行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4 年目	中期 5～7 年目	長期 8～10 年目		
1-06	新規	①-1 把握調査	野洲川の水害と改修にかかる記録保存 市民団体等とともに、野洲川の水害と改修に関する調査等を行い、その保存と活用に務めます。		◎		◎	○		◎		←	→	市費 国・県補助 団体費等

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

(2) 文化財保存活用区域

A 伊勢遺跡・下之郷遺跡および中山道守山宿周辺区域

◆今期計画の重点的措置

(方針) ①-2 保存管理

No 1-14		史跡下之郷遺跡保存活用計画の策定					
既存／新規		新規					
事業概要		国の史跡である下之郷遺跡の文化財価値や取り巻く課題等を再整理し、専門家委員会での検討を経て、保存活用計画を策定します。					
事業目標		計画策定。文化庁への認定申請。					
取組 主体	◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	△	市民団体等	
		所有者等		民間		専門家	○
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	国指定史跡下之郷遺跡保存活用計画の策定 (令和4年度策定予定)					
	中期						
	長期						
財源		市費					

(方針) ②-2 活用

No 2-13		史跡伊勢遺跡の整備事業の推進					
既存／新規		既存拡充					
事業概要		国の史跡である伊勢遺跡を未来に確実に保存・継承し、積極的に活用していくため、遺構展示施設の整備をはじめとする伊勢遺跡整備事業を推進します。					
事業目標		史跡の適切な保存と継承。 地域活動の場、歴史学習の拠点としての整備。 観光資源としての活用。地域活性化。					
取組 主体	◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	○	市民団体等	○
		所有者等	△	民間	△	専門家	○
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	伊勢遺跡整備事業（第1次整備） 遺構展示施設等一部供用開始（令和5年度～）					
	中期						
	長期	伊勢遺跡整備事業（第2次整備）					
財源		市費、国・県補助					

(方針) ②-2 活用

No 2-14		下之郷史跡公園活用事業の展開					
既存／新規		既存継続					
事業概要		下之郷じいちゃんズや稲と雑穀の会、弥生織りの会といった下之郷史跡公園の活用団体と行政とが連携して実施する活用事業を継続的に展開します。					
事業目標		市街地に所在する史跡の利点を活かし、地域活動の場、歴史学習の拠点としての活用。 文化財の保存・活用に関わる後継者育成。					
取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	○	市民団体等	◎	
	所有者等	△	民間		専門家	○	
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目		短期	下之郷史跡公園の活用事業（弥生人養成講座、体験教室、下之郷遺跡まつり等）				
		中期					
		長期					
財源		市費、国・県補助					

◆その他措置一覧

No	既存／新規	方針	事業名 事業概要等	取組主体※1						取組期間			財源
				行政	地域 市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4年目	中期 5～7年目	長期 8～10年目		
1-15	既存継続	①-2 保存管理	中山道沿道の景観形成推進 中山道沿道の風情ある景観を保全・再生するため、景観法および守山市景観条例等を活かした景観づくりに取り組めます。	◎	○	△		○	←	→		市費 国・県補助	
2-18	既存継続	②-2 活用	伊勢遺跡活用事業の展開 国の史跡である伊勢遺跡の魅力を発信しながら、地域活性化に活かす各種イベント（伊勢遺跡まつり等）を継続的にいきます。	○	◎	◎		◎	←	→		市費 国・県補助 団体費等	

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

B 寺内町金森および大庄屋諏訪家屋敷周辺区域

◆今期計画の重点的措置

(方針) ②-2 活用

No	2-15	大庄屋諏訪家屋敷活用事業の推進					
既存／新規		既存拡充					
事業概要		普及啓発にかかる職員を継続的に配置し、地域および市民団体等との協働による各種の活用事業を推進します。					
事業目標		地域活動の場、歴史学習の拠点としての活用。 文化財の保存・活用に関わる後継者育成。					
取組主体	◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	○	市民団体等	○
		所有者等	○	民間	◎	専門家	○
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	大庄屋諏訪家屋敷の活用事業（文化講座、展示公開、体験イベント、庭園鑑賞会、大庄屋諏訪家屋敷まつり等）					
	中期						
	長期						
財源		市費、国・県補助					

◆その他措置一覧

No	既存／新規	方針	事業名 事業概要等	取組主体※1						取組期間			財源
				行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4年目	中期 5～7年目	長期 8～10年目	
1-17	新規	①-2 保存管理	大庄屋諏訪家屋敷庭園の調査と整備 史跡大庄屋諏訪家屋敷（市指定）の未整備部分である庭園の調査および整備等に取り組みます。	◎	△					○	←	→	市費 国・県補助

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

C 野洲川河川敷・河口域区域

◆措置一覧

No	既存／新規	方針	事業名 事業概要等	取組主体※1						取組期間			財源
				行政	地域	市民団体等	所有者等	民間	専門家	短期 1～4年目	中期 5～7年目	長期 8～10年目	
1-18	既存 拡充	①-2 保存管理	近江妙蓮等の健全な育成 市花であり、県の天然記念物である近江妙蓮について、専門家による助言・指導のもと、行政および地元自治会ならびに保存会とが密に連携して、その健全な育成に取り組みます。	○	○		◎			○	←	→	県補助 市費 団体費等
1-19	既存 継続	①-2 保存管理	近江妙蓮公園・近江妙蓮資料館の運営 近江妙蓮の保存と継承を目的に設置された近江妙蓮公園・近江妙蓮資料館について、行政および地元自治会が密に連携して適切に運営します。	○	◎		○				←	→	市費 団体費等

※1 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る

(3) もりやま文化財ネットワーク

◆今期計画の重点的措置

(方針) ②-2 活用

No 2-09		市内周遊コースと連動した観光プランの拡充					
既存／新規		既存拡充					
事業概要		市内の観光ルートやサイクリングコース等と連動した、文化財を軸とした市内周遊ネットワークの構築を推進します。					
事業目標		市内に点在する個別文化財を面的・一体的に活用することで、相乗効果による観光振興や地域活性化につなげます。					
取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	○	市民団体等	○	
	所有者等	○	民間	○	専門家		
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	市内周遊ネットワーク（モデルコース）の設定					
	中期	市内周遊ネットワーク（モデルコース）の周知啓発、					
	長期	モデルコースを活かしたイベントの実施等					
財源		市費、国・県補助					

(方針) ③-1 担い手

No 3-01		多様な担い手との歴史文化ネットワーク体制の構築					
既存／新規		新規					
事業概要		地域および市民団体等、所有者等の担い手が連携し、情報共有や意見交換、相互支援や協力の取り組みを進めるための担い手をつなぎ、関係を育てていく歴史文化ネットワーク体制の構築を推進します。					
事業目標		交流促進による文化財を取り巻く諸課題の共有と解決策の検討。 自主事業の展開。					
取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：取組に理解を得る	行政	◎	地域	○	市民団体等	○	
	所有者等	○	民間	○	専門家	○	
取組期間および具体的取組 短期：1～4年目 中期：5～7年目 長期：8～10年目	短期	担い手をつなぐ取り組み：連携、交流の場の創出等					
	中期	つながりを育てていく取り組み：合同での交流イベント実施、					
	長期	担い手間の独自の連携の取り組みの推進等					
財源		市費、国・県補助、団体費等					

第7章 文化財の防災・防犯

1. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

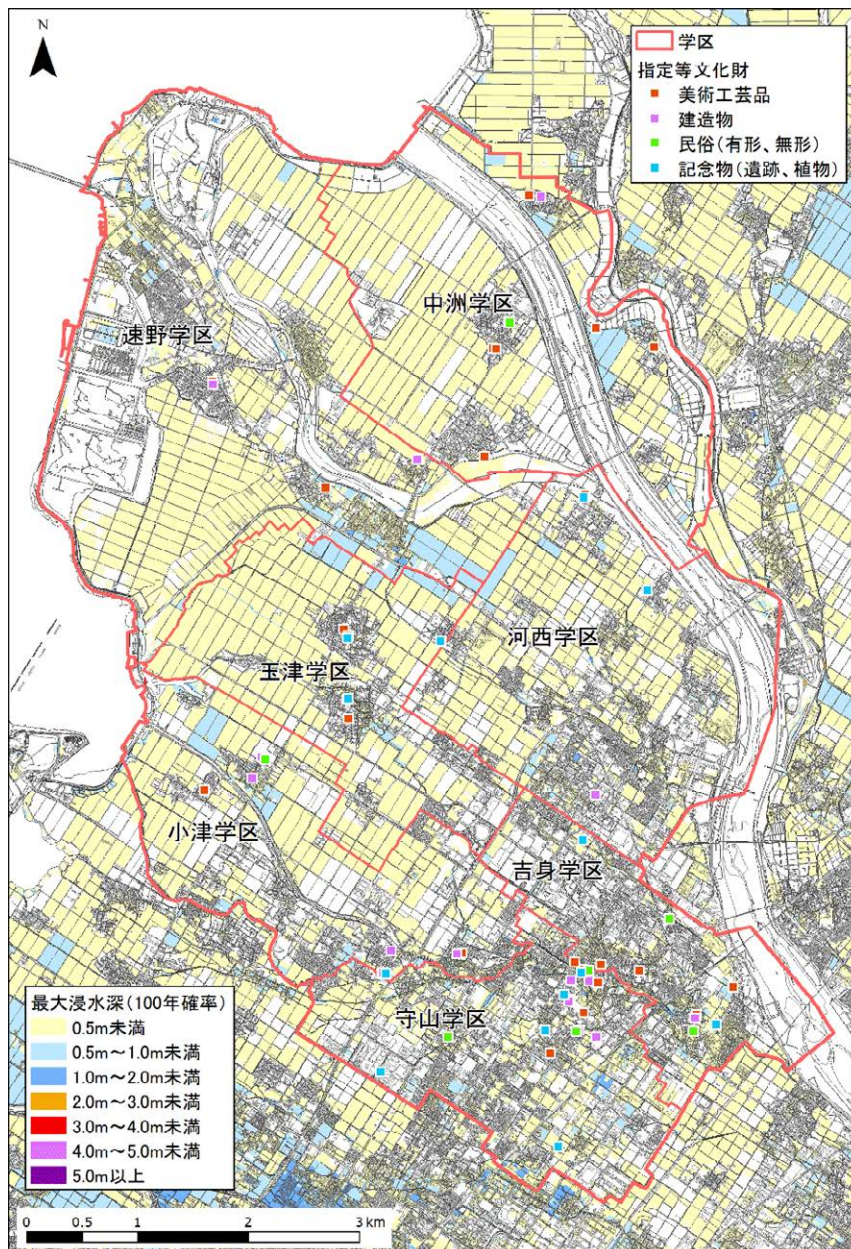
(1) 想定される災害リスク

1) 風水害

市内に土砂災害警戒区域等は指定されておらず、また昭和54年(1979)に野洲川放水路への暫定通水が行われたことにより、本市の水害の危険性は大いに軽減されています。しかし、都市化の進展とともに堤内地に氾濫水が滞留する内水災害が増えています。そのため、本市に大雨が降り続いた時には、被害が拡大することが想定されます。

市域の浸水想定として、滋賀県防災情報マップ「地先の安全度マップ(100年確率)」をみると、市内の農地の大部分が浸水深0.5m未満の区域に含まれており、旧野洲川南流跡沿いの一部農地・集落について0.5m以上の浸水が想定されます。

浸水想定深図(地先の安全度マップ:100年確率※)と指定等文化財の重ね合せ図



※100年に一度程度降る雨(概ね1時間109mm)が発生した場合、地域でどの程度の浸水深となるおそれがあるのかを示している。

資料: 滋賀県防災情報マップ

2) 地震

本市は、野洲川の沖積平野上に位置し、厚い砂層が広く分布していることや、盛土地、埋立地も多いことから地震時の危険性が高いと予想されています。今後想定される本市への影響が大きい地震は、「琵琶湖西岸断層帯地震（南部）」、「南海トラフ地震」です。また、これらの地震が発生した際には、木造建物の被害、地震火災、地盤の液状化の危険性が極めて高いとされています。

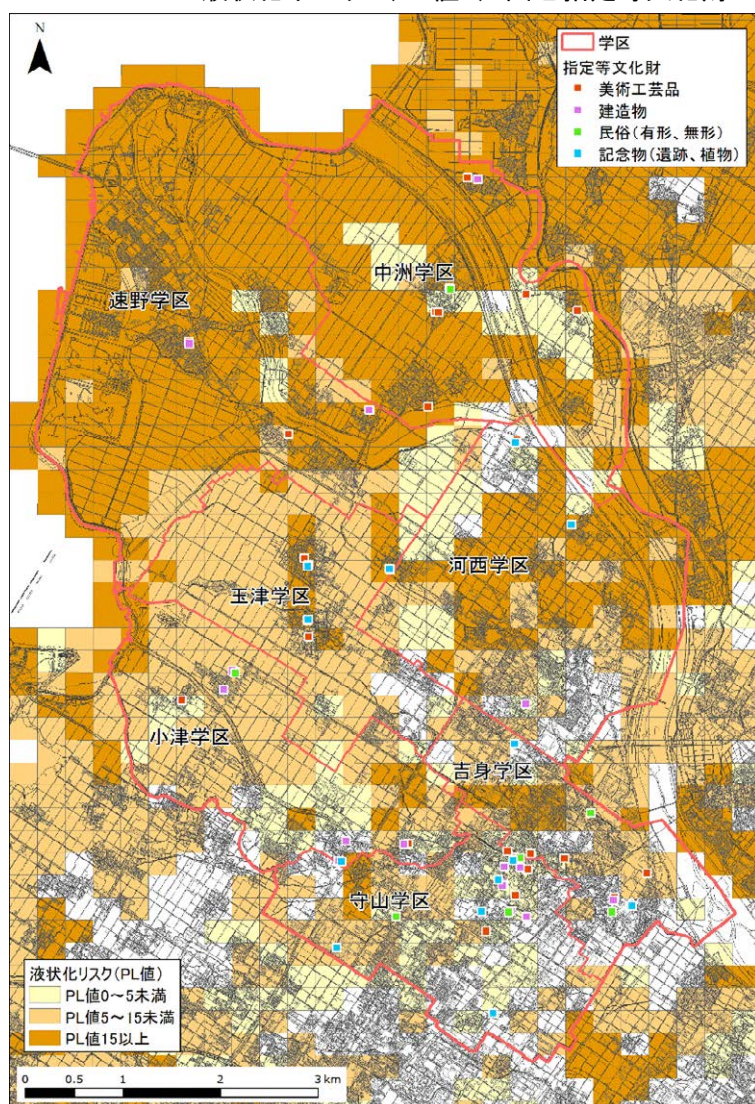
守山市に想定される地震

地震名		マグニチュード	今後 30 年以内の地震発生確率
活断層地震	琵琶湖西岸断層帯地震（南部）	7.5 程度	ほぼ 0%
海溝型地震	南海トラフ地震	8.0~9.0	70~80%

資料：守山市国土強靱化計画（地震調査研究推進本部、算定基準日令和 2 年 1 月 1 日）

市域の液状化リスクとして野洲川沿いや琵琶湖沿岸、埋立地等の低地の液状化リスクが高く、特に市北部では、農地や集落を含む一帯が高リスクの区域となっています。

液状化リスク（PL 値※）図と指定等文化財の重ね合せ図



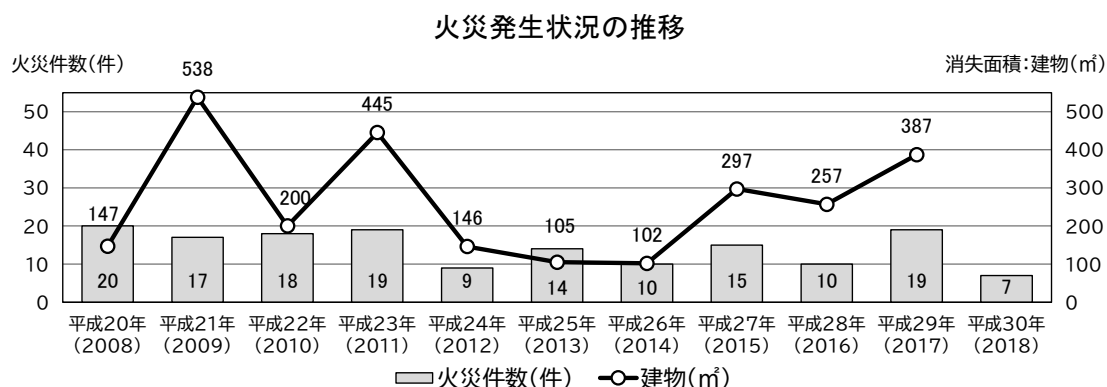
※PL 値（液状化指数）

ある地点の液状化の可能性を総合的に判断する指標として、各土層の液状化強度（液状化に対する抵抗率：FL 値）を深さ方向に重みをつけて足し合わせた値のことをいう。一般に、 $0.0 < PL \leq 5.0$ ならば液状化発生の可能性が低く、 $5.0 < PL \leq 15.0$ ならば液状化の可能性があり、 $15.0 < PL$ ならば液状化の危険性が高いと判断される。

資料：滋賀県防災情報マップ

3) 火災の発生

本市の火災発生件数の推移をみると、おおむね 10～15 件程度／年で推移しており、消失面積（建物）は平均 260 m²程度／年となっています。



※損害を伴わない火災は含まない。

資料：湖南広域消防局北消防署

(2) 文化財の防災・防犯に関する主な現状と課題の整理

本市の文化財における防災・防犯に関する主な現状と課題は、以下のとおり整理されます。

<自然災害>

- ・琵琶湖周辺には、20 数本の活断層が存在しており、地震の発生の可能性は、全国的に見ても高い状況にあります。本市は、野洲川の沖積平野上に位置し、厚い砂層が広く分布していることや、盛土地、埋立地も多いことから地震時の危険性が高いと予想されています。
- ・今後想定される本市への影響が大きい地震として、「琵琶湖西岸断層帯地震（南部）」、「東南海地震」、「南海地震」が挙げられ、これらの地震が発生した際には、木造建物の被害、地震火災、地盤の液状化の危険性が極めて高いとされています。
- ・かつては数年おきに野洲川の氾濫が繰り返され、その度に文化財への被害を経験してきましたが、昭和 54 年（1979）に野洲川放水路が完成したことにより水害の危険性は大きく減少し、近年の本市の風水害被害は、県内の他市町と比較すると少なくなる傾向にあります。
- ・一方で、都市化の進展とともに堤内地に氾濫水が滞留する内水災害が増えており、本市に大雨が降り続いた時には、被害が拡大することが想定されます。
- ・近年、世界規模で異常気象や自然災害は頻発化・甚大化する傾向にあり、今後想定される風水害や地震への備えとして、文化財の防災施設の充実や耐震化等の平時からの備えとともに、災害発生時の対応をあらかじめ確認しておく等が必要です。

<火災・盗難等>

- ・本市の火災発生件数はおおむね 10～15 件前後／年程度で推移しています。本市の文化財においては、東門院の昭和 61 年（1986）12 月火災により、本堂、本尊等の多くの文化財が焼失・焼損した経験があります。
- ・将来的な人口減少・高齢化等の影響による空き家の発生や無住寺、神社などの増加は、日常の防犯が行き届かず、文化財の盗難や腐朽、火災などによる毀損の危険性を増大させる恐れがあり、地域との連携を含めて文化財の防犯体制の整備、強化が求められます。

<その他>

- ・文化財の防災、防犯に対する市民の意識の向上や、地域において守るべき文化財を、地域住民が普段から把握しておくことも必要です。

2. 文化財の防災・防犯に関する方針

防災・防犯に関する方針は、「第4章 3. 文化財の保存と活用の基本目標および方針」に定める、以下の内容となります。

文化財の防災・防犯に関する方針（再掲・抜粋）

方針①－3 防災・防犯

文化財の防災・防犯対策等を確実に推進する。

近年、世界規模で異常気象や自然災害は頻発化・甚大化する傾向にあり、今後想定される風水害や地震への備えとして、文化財の防災施設の充実や耐震化等を推進するとともに、被害を最小限にとどめるための平時からの対策や災害発生時の対応のマニュアル化等に取り組みます。

また、少子高齢化に伴う空き家や無住寺、神社の増加は、日常の防犯が行き届かず、文化財の盗難や汚損、火災等による毀損の危険性を増大させる恐れがあります。そのため、地域との連携を含めて防犯体制の整備、強化に取り組みます。

本市では、「守山市地域防災計画（平成29年（2017）10月改訂）」を策定し、総合的な防災対策に取り組んでいます。同計画では、防災施策の理念『自助・共助・公助の連携による減災のまちづくり』のもと、「災害に強い都市基盤の整備」「防災体制の整備・充実」「災害に備えた防災機能の充実」「避難体制の充実」を基本方針に掲げており、文化財の災害予防において、同計画に準拠した方針を定めていくものとします。

（1）災害・被害リスクの把握

- ・文化財の状況を点検し、強風や雨水、倒木などによる建造物の破損、液状化リスクなど、影響を受けそうな箇所および被害の想定を洗い出しておきます。
- ・自然災害は、その発生自体が地形等に影響されるところが大きいことから、周辺地形の把握とともに、災害ハザードマップ等をもとに、起こり得る被害について予測しておきます。
- ・文化財のうち建造物などは、火災によって被災を受けやすく、特に付近における火気の使用や可燃性の高い物品の存在、漏電の可能性など災害発生リスクを把握しておきます。
- ・美術工芸品等は、保管や展示場所の火災、盗難等の被害発生リスクを把握しておきます。

（2）事前対策の推進

- ・リスクの把握を踏まえて、影響を受けそうな箇所の補強・修理、被害を軽減するための設置場所の工夫、防災施設の設置等の可能な限りでの事前の対策を講じます。
- ・地震対策として、建造物について専門家による耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強の措置を講じます。建造物の耐震化にあたっては、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成8年（1996）1月、文化庁）および「伝統的建造物群の耐震対策の手引」（令和2年（2020）1月、文化庁）等を踏まえつつ、専門家の指導助言のもと、文化財の価値を損なわない適切な対策を図ります。
- ・防火対策として、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2年（2020）12月改訂、文化庁）および「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（いずれも令和元年（2019）12月、文化庁）等に示される対策に基づき、以下の取り組みを推進していきます。

- ・防犯対策として、リスクの高い文化財について、防犯設備の充実や警察署と連携を図り巡視・点検等の強化など、必要な防犯対策を講じます。また、住民参加の防犯パトロールの実施など、地域ぐるみでの防犯対策を推進します。
- ・災害・被害による万が一の破壊や流出等に備えて、文化財のデータベース化およびデジタル化等の記録保存を推進します。

(3) 防災・防犯知識の習得

- ・文化財の所有者等や地域に対して、災害・被害リスクについての周知および防災・防犯知識の習得のための指導助言等を継続的に実施します。
- ・文化財防火デーを中心に、市危機管理課および消防署等と連携し、文化財の見回りを行うとともに、地域住民や消防団が参加しての防火訓練を実施し、非常時の対応についての知識の習得ならびに地域の文化財への防災意識を高めていきます。
- ・訓練の実施にあたっては、「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」（令和2年（2020）3月、消防庁）を活用し、各文化財建造物等で想定される火災危険等を考慮した訓練を実施します。

(4) 災害時・被害発生時の対応

- ・災害・被害発生時には、所有者等は、自身および見学者等の安全確保ののち、文化財の被害についての状況確認を行い、可能な場合は文化財を安全な場所に移動させるなど緊急の保護・救済対応を図ります。
- ・文化財が被災した場合、その状況を速やかに把握し、関係機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行います。
- ・保護・救済対応は、所有者等や関係機関と協議しながら、文化財の種別や被災状況等に応じた適切な措置を講じます。その際、必要に応じて専門家等の指導助言を受けるなど、保護および速やかな復旧活動に資する関係者間の連携した取り組みを進めます。
- ・災害時・被害発生時に、被災した文化財に対する迅速かつ最適な処置がとれるように、文化財災害対応マニュアル等の作成を推進します。

3. 文化財の防災・防犯に関する措置

文化財の防災・防犯のための平時からの取り組みとして、災害に対する危険性をあらかじめ把握するための「文化財ハザードマップ」を作成し、所有者等への周知を図るとともに、学区に情報提供することで、どこに守るべき文化財があり、その災害リスクはどの程度であるのか等を共有し、地域の防災・防犯意識の向上および防災・防犯知識の習得につなげます。

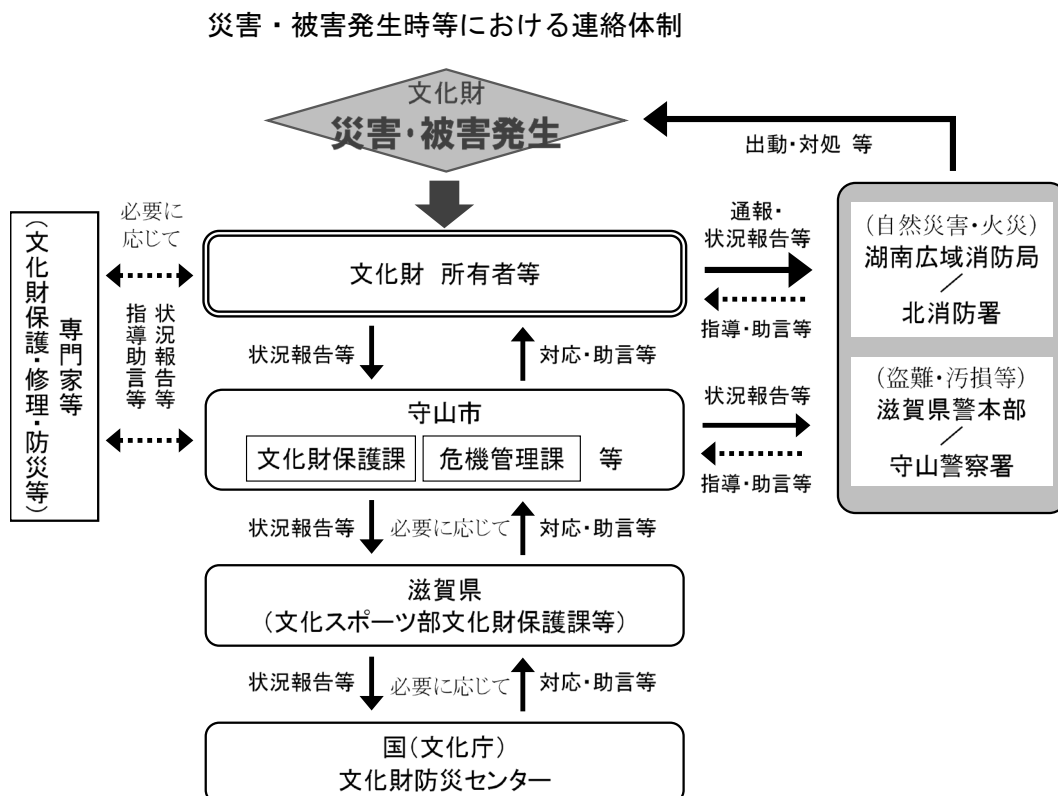
また、指定等文化財を中心に、災害発生時において、文化財の保護等の処置を誰がどのように行うか等を記載した文化財の種類別の災害対策マニュアルを作成し、公表します。

その他、指定等文化財をはじめとした防災・防犯施設の改修、設置に対する支援を充実するとともに、文化財防火デーを中心とした防災・防犯に関する継続的な啓発強化、訓練の実施に取り組みます。

4. 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

本市に所在する文化財について、自然災害や火災、盗難・汚損等の災害発生時における対応および被害状況確認等の連絡体制を以下に示します。

文化財は、一度滅失すれば再生は困難であり、その損失を未然に防ぐ対策とともに、災害発生時における迅速な対応がより重要であることから、災害・被害発生時等のみならず、平時より、合同での訓練の定期実施等を通じて、これら関係機関等との連携の構築および強化を図り、防災・防犯対策を一層推進していきます。



第8章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 保存と活用の推進体制の方針

本計画の取り組みを推進し、その効果の検証や各主体の連携、調整等を図る場として、「守山市文化財保存活用地域計画協議会」（以下、地域計画協議会）を設置します。

また地域計画協議会を中心として、行政（守山市および関係機関等）、地域（地域住民および学区、自治会）、市民団体等、所有者等、民間、専門家による以下の体制を構築していきます。

地域計画協議会および推進体制

文化財保存活用地域計画協議会

守山市文化財保存活用地域計画協議会

- ・文化財保存活用計画の実施に係る協議、情報共有、連絡調整、その他必要な事業の推進等
- ・文化財保存活用計画の進捗管理および評価、計画の見直し等

行政

守山市

【文化財所管課】

教育委員会 文化財保護課

行政職：1名、文化財保護専門職：6名（埋蔵文化財：5名、美術工芸品：1名）

- ・主な業務内容：文化財の調査・研究・保存、各種普及啓発事業の開催
- ・所管施設：埋蔵文化財センター、下之郷史跡公園、大庄屋諏訪家屋敷 等

【主な関係課】

総合政策部 企画政策課

- ・主な業務内容：総合計画の策定・進行管理、重要施策の総合調整、成長戦略会議

総務部 公文書館

- ・主な業務内容：公文書等の閲覧・展示等、公文書等に関する調査研究、市誌の編さんおよび発刊

総務部 財政課

- ・主な業務内容：予算の編成・執行管理

環境生活部 危機管理課

- ・主な業務内容：地域防災計画および国民保護計画の推進、災害対策、有事対策、自主防災組織および消防関係、防犯、危機管理

環境生活部 環境政策課

- ・主な業務内容：地球温暖化対策、自然保護と環境保全対策、ほたる条例の推進
- ・所管施設：ほたるの森資料館

環境生活部 市民協働課

- ・主な業務内容：自治会および市民活動団体等の活動支援、地区会館の管理運営、守山まるごと活性化プランの推進、市民との協働のまちづくりの推進、市民活動の支援
- ・所管施設：地区会館、市民交流センター

都市経済部 地域振興課

- ・主な業務内容：自転車を中心とした観光振興、湖岸地域の振興、起業・創業の支援、企業誘致

都市経済部 土木管理課

- ・主な業務内容：公園・緑地の管理
- ・所管施設：近江妙蓮公園・近江妙蓮資料館、野洲川改修記念公園 等

都市経済部 都市計画・交通政策課

- ・主な業務内容：都市計画に関する企画調整、景観形成の推進、中心市街地活性化
- ・所管施設：歴史文化まちづくり館（守山宿・町家“うの家”）

都市経済部 商工観光課

- ・主な業務内容：商工業振興、観光物産の振興
- ・所管施設：中山道街道文化交流館

教育委員会 教育総務課

- ・主な業務内容：委員会の人事、組織、予算等の総合管理

教育委員会 社会教育・文化振興課

- ・主な業務内容：生涯学習まちづくりの推進、社会教育活動の支援、文化芸術の振興、文化行事の開催
- ・所管施設：公民館、生涯学習・教育支援センター、市民ホール

教育委員会 図書館

- ・主な業務内容：図書、雑誌、新聞等の貸出、調査、収集、整理、保存（研究会、講座、展示等の開催）

教育委員会 学校教育課

- ・主な業務内容：小・中学校の運営管理と教育指導
- ・所管施設：教育研究所

教育委員会 保健給食課

- ・主な業務内容：学校給食、学校体育、学校保健に関すること

等

※主な業務内容および所管施設は、主に文化財の保存・活用にかかる事項を記載

※令和3年（2021）8月現在

関係機関、施設等（国、県、近隣市町）

文化庁	県営都市公園びわこ地球市民の森
独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター	湖南広域消防局 北消防署
滋賀県	滋賀県警 守山警察署
滋賀県立琵琶湖博物館	草津市 歴史文化財課
滋賀県立琵琶湖文化館	野洲市 文化財保護課
滋賀県立安土城考古博物館	栗東市 スポーツ・文化振興課
滋賀次世代文化芸術センター	等

地域**学区、自治会****学区：7学区（守山、吉身、小津、玉津、河西、速野、中洲）**

- ・市内各地域の魅力のある資源を活かしたまちの活性化の取り組み『守山まるごと活性化』を推進

自治会：71自治会

- ・各種自治会活動を通じた地域の課題解決につながる地域ぐるみのまちづくりに取り組む

市民団体等

守山市観光物産協会	守山市ボランティア観光ガイド協会
守山市文化協会	伊勢遺跡保存会
下之郷じいちゃんズ	稲と雑穀の会
弥生織りの会	下之郷遺跡まつり実行委員会
中山道守山宿歴史文化保存会	守山弥生遺跡研究会
守山市立埋蔵文化財センター友の会	守山古道研究会
守山歴史教材研究会	矢島歴史の会
守山の歴史を考える会	守山古文書愛好会
近江妙蓮保存会	湖岸に咲くハマヒルガオを守る会
守山ほたるパーク&ウォーク実行委員会	近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会
その他市内で活動している団体（歴史・環境・まちづくり等）	

所有者等

・寺院、神社	・団体（保存会等）	
・自治会	・個人	等

民間

民間施設等（包括連携協定先等）

公益財団法人S G H文化スポーツ振興財団（佐川美術館）	
公益財団法人滋賀県文化財保護協会	
守山商工会議所	
一般財団法人守山野洲市民交流プラザ（ライズヴィル都賀山）	等

指定管理者等（公の施設の指定管理者等）

株式会社みらいもりやま 21（歴史文化まちづくり館（守山宿・町家“うの家”））
特定非営利活動法人びわこ豊穰の郷（ほたるの森資料館）
公益財団法人守山市文化体育振興事業団（大庄屋諏訪家屋敷）等

専門家

審議会・委員会等

守山市文化財保護審議会

- ・審議事項：文化財の保存および活用に関する重要事項等

下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会

- ・審議事項：下之郷遺跡および伊勢遺跡の適切な保存および活用を推進するための基本方針や保存管理計画、整備活用計画等を策定

大庄屋諏訪家屋敷管理運営委員会

- ・審議事項：大庄屋諏訪家屋敷の適切な管理運営に関する事項等

大学等研究機関（包括連携協定先等）

立命館大学	龍谷大学
滋賀県立大学	等

2. 各主体の役割および連携体制

文化財の保存と活用の将来像の実現に向けては、前項に示す各主体がそれぞれの役割を能動的に担うとともに、主体間の連携、協働が不可欠であることから、以下の役割分担および連携体制のもと一体となり、本市の歴史文化と共生するまちづくりを推進します。

各主体の役割

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・守山市教育委員会文化財保護課は、中心的な主体の一つとして、各主体への働きかけおよび調整、支援等を行うとともに、文化財の保存・活用のための体制および仕組みづくりを進め、政策としての制度設計および必要となる財源措置等に取り組みます。 ・守山市の各課は、文化財保護課と連携しながら、それぞれの分野において、歴史文化と共生するまちづくりの取り組みを推進し、本市の歴史文化の魅力や価値の向上に取り組みます。 ・本市とともに、国（文化庁）、滋賀県、関係市町等の市外の関係機関と文化財の保存・活用に関する連携を強化します。
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学区、自治会は、行政や市民団体等、民間、専門家との連携のもと、地域の文化財の保存・活用に先導的に取り組み、本市および地域の歴史文化について積極的に情報発信します。また地域住民は、本市の文化財は自分たちの共有の財産であることを認識し、各主体が行う保存・活用の取り組みへの参加、協力等を通じて、歴史文化を支える担い手として理解を深めます。 ・また他地域での様々な取り組みに関する見識を広め、自らの活動に還元できるよう、相互の支援や協力、情報共有等のためのネットワークづくりに取り組みます。
<p>市民団体等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等は、それぞれの立場や専門分野の知識、ノウハウを活かしながら、各分野の歴史文化の担い手のリーダーとして地域の活動を支え、文化財の保存・活用に寄与します。 ・また専門分野以外の様々な取り組みに関する見識を広め、自らの活動に還元できるよう、相互の支援や協力、情報共有等のためのネットワークづくりに取り組みます。
<p>所有者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財を直接管理する立場である所有者、管理者は、本市の歴史文化を体現する文化財を管理することの重要性を認識し、継続して適切に保存管理します。 ・行政および地域等との連携のもと、文化財の防災・防犯対策の徹底を図ります。 ・観光振興や地域活性化等に資する文化財の活用や公開について、保存管理および防災・防犯、プライバシー保護等を前提として参加、協力を行います。 ・所有者等の孤立化を防ぎ、所有者同士や地域、市民団体等、民間、専門家との横のつながりによる支援や協力、情報共有等のネットワークづくりに取り組みます。
<p>民間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間は、それぞれの立場や専門分野の知識、ノウハウを活かしながら、各分野の歴史文化の担い手のリーダーとして地域の活動を支え、文化財の保存・活用に寄与します。 ・また専門分野以外の様々な取り組みに関する見識を広め、自らの活動に還元できるよう、相互の支援や協力、情報共有等のためのネットワークづくりに取り組みます。

<p>専門家</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化の専門家（大学等研究機関等）は、行政等と連携しながら文化財の調査・研究を継続的に実施し、本市の歴史文化の価値の解明に努めます。 ・自然環境、景観、まちづくり、防災等の各分野の専門家は、それぞれの立場から本市の歴史文化の保存・活用に資する技術的支援を行います。 ・研究成果等を、伝わりやすいかたちで市民や地域、所有者等へと発信し、各主体が取り組む歴史文化と共生するまちづくりの原動力となるよう支援します。 ・行政が実施する保存・活用の取り組みに対して、文化財の価値や魅力を損なわず適切な措置を講じるよう、各種審議会等を通じて指導・助言等を行います。 ・地域や所有者等のネットワークづくりに向けた調整、支援等に取り組みます。
-------------------	---

地域計画協議会を中心とした主体間の連携体制

